

第百八回国参議院商工委員会會議録第三号

昭和六十二年三月二十七日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

永田 良雄君
対馬 孝且君

補欠選任

松岡満壽男君
山本 正和君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

前田 勲男君

大木 浩君

下条進一郎君

福岡 知之君

市川 正一君

委員

佐藤榮佐久君

杉元 恒雄君

中曾根弘文君

降矢 敬義君

松浦 孝治君

松尾 官平君

松岡満壽男君

向山 一人君

守住 有信君

梶原 敬義君

本岡 昭次君

山本 正和君

田代富士男君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

国務大臣

通商産業大臣

田村 元君

政府委員

経済企画庁調整
局審議官

経済企画庁総合
計画局審議官

通商産業大臣官
房長

通商産業大臣官
房総務審議官

通商産業大臣官
房審議官

通商産業省通商
政策局長

通商産業省貿易
局長

通商産業省産業
政策局長

通商産業省立地
公署局長

通商産業省基礎
産業局長

通商産業省機械
情報産業局長

通商産業省生活
産業局長

中小企業庁次長

中小企業庁指導
部長

事務局側
常任委員会専門
員

説明員

労働省職業能力
開発局企画室長

自治省財政局調
整室長

本日会議に付した案件

○産業構造転換円滑化臨時措置法案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(前田勲男君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十六日、対馬孝且君、永田良雄君が委員を
辞任され、その補欠として山本正和君、松岡満壽
男君がそれぞれ選任されました。

○委員長(前田勲男君) 産業構造転換円滑化臨時
措置法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君 私は、産業構造転換円滑化臨時措
置法の審議をするに当たり、まず政府の責任をた
だしておきたいと思ひます。

今日の産業構造調整の現実には、大量失業の発
生、地域経済の崩壊となつてあらわれておりま
す。多くの労働者、中小企業者の生活破綻につな
がり、その家族、子供たちにまで犠牲が及んでお
ります。一刻の猶予もできない重大な事態になつ
ております。一昨年九月のG5以来の急激な円高
は政策的に行われたものであり、その原因をたど
れば日本が外需依存型の経済運営を行ってきたか
らであります。しかし、政府はいまだに内需拡大
に向けた抜本的な対策を打ち出していない。その
結果、この数日間の一ドル百五十円突破という
形になつてあらわれております。

大臣は、政府としての責任をどう考えておられ
るのかお伺いしておきたいのであります。特に、
輸出依存型のいびつな産業構造にしてしまったこ
とは、通産省としても責任はないとは言えませ
ん。通産大臣として、その責任をどう考えておら
れるのか、まずお伺いをしておきます。

○国務大臣(田村元君) 経済は御承知のごとく生
き物でございます。常に世界的な変化があるも
のでございます。

日本は、戦争という廃墟の中から立ち上がつ
て、そして資源のない国として製造部門に大きく
依存していったということは、これはやはり一つ
の日本がたどる宿命的な道であつたと思ひます。

その点で、私はこれが間違つておつたとは思ひ
ませんけれども、しかしどうしても景気のよいと
きには、この厳しい転換ということ、国家公
權力をもつてしてはこれは不可能なことでござい
ます。今日、アメリカの経済の競争力の弱体化、
また財政赤字の激増、特にアメリカのような巨大
な経済大国が世界一の債務国に転落したというこ
とによつて、まず第一にドルがその値打ちを大幅
にみずから落としてしまつた。ところが、日本や
西ドイツの場合は、逆にそれが円高あるいはマル
ク高につながつた、こういうことでございまし
て、今日まで確かに外需依存型であつた日本経済
というもののについて、今になつては御批判もあ
るうかと思ひますが、しかしやはりこういう事態が
予測されなかつたということも事実でございま
す。

でございますから、とにかくこれから我々はど
うすべきか、それは英断をもつて内需の拡大策を
展開する、それも先般来申し上げておりますよう
に、本来ならば予算の成立の時点における経済状
況を踏まえて総合経済対策は判断、策定されるべ
きものであります。今もう緊急避難的に、大き
なしかも中身の濃い総合経済対策、すなわち内需
拡大策を予算案審議と並行して策定していくとい
うことは、国会も恐らくお許しいただけると思ひ
ます。それから、これを勇気を持ってやっていくこと
である。そのようにして外需中心から内需中心へ移
行せしめると。移行することによつて雇用あるい
は消費その他の支えをしていくということが必要
だろふと思つております。

○本岡昭次君 大臣は、経済は生き物であるからということでもって御説明がありましたけれども、もちろん私たちもそういう基本的なことはわかっております。しかし、この外需依存型から内需拡大へ政策転換をしなければならぬというのは、きのうやきょうの緊急的な問題ではなくて、かなり以前からそうした日本の産業構造の持つておるいびつな形というものは論議をされてきたわけ、やはり私はそれに対して的確な政策、対応が欠けていた。それはやはり通産省の、すべてとは言いませんが、一応責任を持たざるを得ないものである、こう思います。そういう意味で、今の大臣の答弁は甚だ不満なものでありますが、その点ばかりにかかわつておれませんが、次に質問を進めてまいります。

そこで、今おっしゃいましたように、大胆に産業構造そのものを転換していかなければならないという立場からこの法案を見ていったところ、残念ながらそうしたことを本心に期待できるのかという法案であります。我々の内部の話の中では、ないよりもある方がまし程度ではないかというふうな極端な意見も出るような始末であります。つまりこの設備処理を中心としたスクラップ化優先の対策になつてしまつていゝるんではないか。スクラップ・アンド・ビルドと一つのセットの言葉で使われます。しかし、この法案はビルド案が極めて少ない、これを指摘せざるを得ません。そしてまたこの程度の、法案に盛り込まれている程度の財政措置で対策できるのかという問題もございます。事業の転換先のビジョンも示されていませんし、雇用の場をふやすような具体策が一体どこにあるのかという問題もありません。

今求められているのは、この雇用をふやすことと、輸出型産地や企業城下町での産業振興の見通しを示して地域経済を立て直すことであらうと思ふんであります。この法案による対策で当面の事態に対する対応は十分であると考へておられるのかどうかお尋ねしたいのでありますが、企業がスクラップに対してビルド案を、ビルド策をどのぐ

らいの規模でこの法案によって実施しようとするのか、またそのスクラップ化によって起こつてくる雇用不安の問題に対して、どれほど雇用を確保し、あるいはまた新しい雇用をつくり出すとすれば、あるいはまた新しい雇用を確保する産業をどれほどこの法案を契機にして生み出せるというふうな考へておられるのか、そうした問題をまずお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 二点のお尋ねがあったというふうな承知をいたしますが、まず第一点は、この法案ではスクラップが優先をしておる、ビルドの部分に欠けておるのではないかと、こういう御質問でございますが、確かに産業構造の転換と申しますのは、一方で縮小を図つていくような産業があり、一方で縮小を要する産業を補ひ、新しい雇用分野を提供するという意味での産業分野の開拓をしなければいけない、これは当然のことでございます。

この点につきましては、実は私も、この法案でそのビルドの部分でカバーするということではございませんで、むしろビルドの部分につきましては、従来から通産省がやつてきております各種の技術開発、例えば基盤技術研究促進センターによりますところの基盤技術の開発に対する助成でございまして、大型プロジェクトあるいは航空機産業に於いての新しい航空機の国際的な共同開発に対する助成等々の問題について力を入れてきておりますが、むしろこれからはそういった部分にさらに力を入れると同時に、また一方では脱工業化の時代とも言われておりますが、情報化対策を進めるということでの新しい情報処理サービス産業の育成、さらには国民の多様化したニーズにこたへるための新しいサービス産業の育成、こういった面につきましてもそれなりの対応をやってきておりますし、これからの努力をさらに拡大をしていかなければならないと考へております。

今回御提案申し上げておりますのは、そういったビルド面については従来の対策を拡充するとい

うことでありまして、むしろその縮小をより円滑にするという観点から、この法案で各種の対策を提供しようということを考へておるところでございます。

また、ビジョンについても欠けておるのではないかと、このお話を聞いておりますが、このビジョンにつきましては、昨年の五月に私ども「二十一世紀産業社会の基本構想」というものを出してございまして、ここには二〇〇〇年に向けての産業構造転換の大きな道筋というものを示したつもりでございますが、ただ、二〇〇〇年というものは余りにも遠いではないか、こういう御批判も一方にはございまして、そういう意味におきまして、ちょうどこれから二〇〇〇年にかけての半ばの時期になります五年ないし七年程度の中期的なビジョンについては、もう少しより具体的形態でお示しする必要があるのではないかということ、これは現在省内でこの六月ぐらいに大筋をお示しできるような方向で急いで今作業をやつておるところでございます。

それから、この法案で、これからどの程度の雇用効果をこの措置で実現できるかということでございますが、甚だ申しわけございませんが、今の席で定量的にどの程度の雇用機会を新しくこの措置によって提供できるかということについては、確たることを申し上げることができないわけでございます。私もいろいろ御利用いただきまして助成手段を提供申し上げるということでございますが、これを実際にお使いいただきますのは事業者のサイドであり、また地域の問題でございまして、それと同時に、またこれからの経済情勢といふものも大きくこういつたことについて左右するようなことになるかと思ひます。

ただ、これまで公表されておりますような幾つかの各企業の計画を見ますと、例えば新日鉄では六十五年までに高炉の廃止等を伴ひまして一万九千人程度の余剰雇用が生ずる、そのうちの約六千人はこれを新しい事業分野への転換によってつなぎとめるというような計画をお持ちでございま

す。全体の余剰雇用の三分の一程度に当たるわけでございますが、それなりに各企業とも合理化計画の中では雇用のつなぎとめと努力をしておられますし、また疲弊の著しい地域におきましては、地元の地方公共団体が中心になつて地域振興のための幾つかの計画も既に構想されておるというふうな承知をいたしております。私もどういつたことについては全力を挙げた応援を申し上げ、できるだけ企業内で雇用をつなぎとめ、また地域を振興することによって新しい雇用機会を創出する場を創出していききたい、こういうふうに考へておるところでございます。

○本岡昭次君 きょうは法案を審議しておかなければなりませんので、基本的な問題はまだ議論したいのでありますが、またそれは別の機会に譲らしていただいて、この法案の一番中心であります特定設備の問題なり事業者の問題、あるいはまた特定地域の問題等々について具体的な問題にきようは入つていきたいと思ひます。

それで、まず第一に、第四条にある「特定設備」について伺ひますが、この法律の示す特定設備とはいかなる設備を想定しているのかお伺ひします。この法律では主務省令で後ほど定めようとする、こうなつていゝるんでありますが、できれば一体どういふものを特定設備として想定されているのか御提示いただきたい。

○政府委員(杉山弘君) 四条二項では、特定設備につきまして三つの要件を定めております。需要が減退し、その需要との関係で供給能力が著しく過剰になつておる。ただ、それと同時に長期間にわたつてその状態が続くおそれがある。こういう三つの要件でございまして、これにつきましても各産業の実態を今把握をいたしておりまして、それに基づいてこれから法律が成立、施行されました段階で省令で指定をしたいと考へておりますが、例えばというところで申し上げてみますと、鉄鋼業関係では非鉄鉄山、さらには非鉄鉄山に關する製錬事業、非鉄の製錬事業といったようなものでございまして、また、例えば製造業の段階で

申しますと、鉄鋼などというのもその候補の一つには上がり得ると思ひますし、また、繊維産業の場合には、化繊の紡糸機といったようなものも対象になつてくる。化学繊維の紡糸機——糸を紡ぐ機械、そういったもの候補に挙がつてくるのだらうと思ひますが、別にこれらに限定することなく、広く範囲を今絞つて調査をいたしてござりまする。その調査結果に基づいて、法律の要件に当てはまるものにつきましては指定をしていきたいというふうに考へております。

○本岡昭次君 それでは、いつごろまでにそれを確定するおつもりですか。

○政府委員(杉山弘君) この法律、公布されますと直ちに施行するというふうに附則ではなつております。実際には、この助成の中心になります産業整備基金、これは公布の日から起算をして一月以上四月以内にその関係規定を施行するということになつております。したがひまして、この法案が成立をさせていただきますと、なるべく早い機会に公布をいたしまして施行し、私も心づもりといたしましては、五月の初めにはこの産業整備基金、これを発足をさせたいと考へておりますので、それまでの間にこの特定設備につきましても指定し、また特定地域についても指定をするという事を考へて早急に作業を進めていくところでございます。

○本岡昭次君 特定設備を持つていくところが申請によつて承認をされると、いわゆる特定事業者となるわけでありまして、あるいはまた、この提携事業者というふうな関係であれば、それは提携事業者となります。

問題、その計画に従つて特定設備を処理することになつた場合、下請業者を含む関連中小企業は当然そのおろしを受けることになつてきます。いろいろな資料があるわけですが、通産省が出しておられる調査で一九八一年のものなんですが、それをちよつと見てみましても、製造業の三分の二がやはり下請中小企業という関係になつていく。そして、その八二%が結局大企業との下請取

引に依存しているという資料が私たちの手元にあります。そしてまた、今度逆に千人以上の大企業の場合をとると九〇%が下請、外注を利用している。そして、大体一社平均百三十社の下請会社を持つ、こういう大企業ピラミッド型の形態を構成しているというのが明らかであります。

また、鉄鋼労連が調査してある一九八一年のを見ましても、鉄鋼大手五社で請負比率が四九%と、こうなつておりますし、そして本社の工員が五十一万一千二百五十五人、社外工が十四万五千三百十三人、ほぼ同じぐらいの数で本社従業員と下請という関係がある。全体の四五%という鉄鋼産業をとらえてみても四四・六%の下請比率を持つていて、こういうことでありまして、設備の廃棄という事は特定事業者が廃棄したことだけではおさまらない。要するに、ずっとその野を広くそれに関連をしていくということが考へられるのであります。

そこで、一体この法案は、そうしたすそ野を広く展開されている下請業者を含む関連中小企業者を含めて手当てが講じられるようになっていくのかどうか、そういうメカニズムになつていくのかどうかという点を私なりに見たときに、そうなつていないんじゃないか、こう思うのであります。それでは本法の随所にうたつてある中小企業者への配慮という言葉に何か反することになりはしないか、また矛盾はしないかということを考へます。

したがつて、私の意見でありますけれども、本法に基づく事業適応計画には、特定事業者への経営依存率が、例えば五〇%以上のものは、第一次、第二次ずつとあつても、それは自動的に特定設備を持つ特定事業者というふうな指定をしていかなければ、上がとまれば下もとまるわけでありまして、縮小すれば下もそれで縮小せないかぬということになる、こういう関係を私はきちつとしておくべきではないか。この法律に盛り込まれなくとも、今後の特定設備を決定していく段階でやはりきめ細かく対応を通産省としてやつておく

必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(広海正光君) 親事業者の構造転換によりまして、下請中小企業を含みます関連中小企業者に大きな影響を及ぼす可能性があるという御指摘がございましたけれども、私どももまことに御指摘のとおりだというふうに考へるわけでございまして、このような影響を受ける下請中小企業者におきましては、その技術力あるいは経営基盤等の強化に努めるとともに、その取引先親企業の多角化だとかあるいは新分野進出などの積極的な事業転換によりまして、下請中小企業者あるいは関連中小企業者がみずから構造転換、構造調整を行つていく必要がある、このように考へている次第でございます。

したがひまして、当省といたしましては、六十二年度予算に主として盛り込んでいくわけでございまして、下請中小企業が構造調整を円滑に進められるように、下請企業テクノフェア開催事業を創設したり、あるいは下請中小企業アドバイザーの抜本的拡充等を図りまして下請取引のあつせん体制を充実させていくというふうな措置を考へていくわけでございます。それと同時に、新分野進出等のための技術開発補助事業というものを新たに設けましますとともに、また低利融資制度というものも創設したいと考へていくわけでございまして、さらには事業転換のための積極的な投資を促進するために、中小企業等基盤強化税制といった税制措置も講じよう、このように万般の施策を講じまして、下請中小企業みずから構造転換、構造調整を円滑に行つていくような体制を整備していきたい、このように考へている次第でございます。

○本岡昭次君 別の法律でそういう対応がしてあるというところのようであります。しかし今私が特に申したのは、この事業転換の円滑化法案の中で起つてくることに對しても的確に対応できるかどうかと、こう言つてゐるんであります。端的にそれは大丈夫ですと、特定設備を指定して、そ

してそれを縮小、廃棄していくことに関連して第一次、第二次、第三次等の下請が同様に縮小し、設備を廃棄するように関連してなつた場合は、それは別の法律できちつとカバーできますと、こういうふうな今の答えを私は受け取つていいのかどうか。

○政府委員(広海正光君) ただいま申し上げましたいろいろな対策につきましては、これは当然今回御審議いただいております法案に基づきまして親事業者が構造転換を行う、それに伴つて影響を受ける下請中小企業者も当然対象に考へていくわけでございます。したがひまして、私今申し上げましたのは、それ以外の下請中小企業の構造転換そのものを対象にした対策でございますのでより幅広いわけでございまして、当然その中には、本法案に基づきまして親事業者が構造転換を行う、それに伴つて影響が出てくる下請中小企業者に対しても十分な対策を講ずることができるということを申し上げた次第でございます。

○本岡昭次君 もう一度端的に尋ねますが、例えば大企業のところで特定設備という形で指定されますね。それに関連する下のいろいろな外注を受ける、あるいはまた下請の仕事をするために同じように施設、設備を持つわけですね。そうすると、上が縮小されたときにそれに関連するものも同時に特定施設として指定をされているというふうに理解していいわけですか。

○政府委員(広海正光君) おおむねそのとおりでございます。

○本岡昭次君 それでは次に、特定施設について伺つていきたいと思ひます。また特定地域の対策についてもあわせて伺つておきたいと思ひんであります。

まず、特定地域を定めるについて、昨年成立した特定地域中小企業対策臨時措置法によつて定められた特定地域との関係についてお尋ねしておきます。この中小企業対策臨時措置法による特定地域は四十三地域を今指定されておりますが、これをそのまま土台にしてさらに新しい観点で見つて

大していく、こういう方向で指定されていくんではないか、こう思うんですが、大体そういうことではありませんか。

○政府委員(杉山弘君) 御質問のとおりでございます。この二つの法律は、地域対策につきましまして、同一の地域を対象にいたしまして、特定地域中小企業対策臨時措置法におきましては当該地域の中小企業対策を、この法律ではごらんいただいておりますように、その地域に対して第三セクターによります地域振興事業を助成し、また当該地域におきまして企業の設備の新増設等を助成することによって新しい雇用機会を提供し、地域全体を振興していく。両々相まって特定地域の経済の活性化を努める、こういう趣旨でございますので、御質問のようなことで運用してまいりたいと思っております。

○本岡昭次君 それでさらに突っ込んだ質問をしたいんであります。

本法の特定地域が先ほど述べました特定地域中小企業対策臨時措置法が主として地域として定めていった一つの概念のようなもの、つまりそれは企業城下町の、あるいは輸出型産地、地場産業的な、そういうようなものを念頭に置きながら、それを地域として考えている。しかし私はこの法律の特定地域はそれをもう一歩進めたもので考えていかなければ本当の対策がでないんではないかと考えておるんであります。それはどういうことかといいますと、第四条第三項に「その地域」という言葉があるわけで、「その地域」という言葉にちよっとこだわらなければならない。何か「その地域」というものを弾力的に考えていけないかということでありまして、

例えば一つの例を挙げさせていただきますが、兵庫県に姫路市がございますが、姫路市の広畑地区というところに所在する新日鉄広畑工場というのがございます。鉄鋼産業、先ほども例を挙げられましたが、全体で合理化する、新日鉄も随所でやっているわけであります、この新日鉄広畑工場でも御多分に漏れず要員調整ということで、関

連も含めて三千二百人の雇用問題がこれから起こってくるのであります。隣接する飾磨地区というところもさまざまな鉄鋼産業が集中しております。鉄鋼産業の一連の問題がその地域に集中する形になっております。その結果、有効求人倍率も既に〇・二六ということ、年々下降をしましておるんであります。今後の新日鉄広畑の事業活動縮小により、新日鉄広畑の企業城下町として発展してきた広畑地区、昔は広畑町でありました。合併して姫路市何々となったのであります。人口が四万八千、そこが直接的に、直撃的にその地域が地域経済と雇用の問題について大きな打撃を受ける、こういう形をそこにもたらしめます。

従来のように、地域を人口四十五万の姫路市というふうに見ていった場合は、それは非常に部分的な問題ということで「その地域」という概念からはやはり外れていくことになるわけでありまして、私は今日の起こっている状況に的確に対応するためには、今言いましたような、こうした広畑地区のような地域も「その地域」と見なして、そしてきめ細かい対策をすることが求められているんじゃないかと思ひます。そして、新日鉄広畑という一つの事業者も、あるいはその自治体である姫路市も責任を持って、そしてその地域の活性化の問題、雇用の安定の問題等について、第三セクター活動なりさまざまなものをもつてやっていくという裏づけを、法律的な後押しをこの産業構造転換円滑化臨時措置法というものによってやっていたらいいように、ぜひとも私は要請をしたいと思ひますが、「その地域」というものを、私の言うような形でもって弾力的に過産省の側にぜひとも考えていただきたいということを要請したいんですが、いかがでありますか。

○政府委員(杉山弘君) 確かに、御指摘のございましたように、四条第三項では「その地域」としか書いてございませんで、「その地域」というのは一体どういう単位で見ているのかということについては必ずしも明確になっておりませんので、あるいは弾力的に運用できるのではないかと、こ

う趣旨からの御質問であつたと思ひますが、従来からこの種の法律につきましまして、先ほどの法律と一体的に運用をするというふうに申し上げました特定地域中小企業対策臨時措置法等もさうでございますが、やはり最小の行政単位でございまして、また最小の地域経済単位といふものは、どうしてもやはり行政区画を単位として判断をせざるを得ないということ、既に中小企業の地域指定もそのような観点で行われておりますことは御承知いただいていると思ひます。両法同様の趣旨で運用をしていくことによりまして、先ほど申し上げました地域の振興のために役立たせようということから考えますと、こちらの法律だけを先生おっしゃったような格好で指定をしていくということはなかなか難しいと存じます。

ただ、中小企業の地域法の場合と違ひまして、こちらの地域では、御設問のありましたような新日鉄の広畑の工場が、当該地域で事業転換をしてそこに過剰雇用を吸収しようという場合には、この特定地域としての助成とは違ひまして、ちよっとランクは落ちますけれども、例えば設備資金に対する融資等の道も開かれることになつたので、むしろそちらの方を御利用いただくというところになるのではないかと存じます。したがういふことで、この地域に指定されないからといって事業転換について全く助成が受けられない、こういう筋のものではございませんで、事業転換をいたしました場合は設備に対する特別償却等につきましてもやはり同様の措置が用意をされておりますので、ぜひそちらの方の御活用をお願いをしたい、かように考えております。

○本岡昭次君 いや、私は何も新日鉄広畑の代弁をして物を言うつもりでないので、私が言いたいのは、地方自治体が、私もここに姫路市の資料を持っておりますが、いろんな形でそこに起こりくるものについて対応しようとしておるんです。で、地方自治体が精いっぱい、よろしいか。それで、今度の法律の地域対策の中には第三セクターとか、後ほど質問しますが、そういうものがあ

つて、そしてその地方自治体の対応について一定のバックアップ体制をとらうとおるんで、人口四十五万、五十万抱えた大都市だから自分のところでやりやえじゃないかといへばそれまでであります。

しかし、どう言うか、その地域の中の一定のところをまさに企業城下町的な様相を示して、そこで起こってくる雇用問題とか地域経済という問題、その地域に特定して起こり得る要素があるというときは、ある意味では臨接しておる相生市の石川島播磨というのと、あそこも人口四万何ぼです。似たような形態がその地域に起こるんです。行ってみたらわかるかと思ひますけれども、それは、町並みは全くさびれてしまふのですよ。一万人近くおつたところが六千人、やがて四千人と、こうなつていくんでありますから、だから、そういうところも弾力的な運用としてひとつ検討をして、地方自治体のやっておりますことと、それから企業が責任を持って、みずからの設備廃棄をどうするじやなくて、そこで放出する雇用を、調整する雇用を吸収するものを地方自治体と一緒にやつてその地域でつくっていくのか。ことに對するバックアップをなぜできないのか。余り機械的にやらずに、そういうきめ細かさが今求められているんじゃないですか。

私は、企業責任の問題と自治体と両方が責任を持ってやる体制をつくるのがこの法律ではないかと、こう考えたものですから、今までのような企業城下町的な、あるいは輸出産業の地場産業的なものだけに限定をしていくと、重厚長大な装置産業がさまざまな形で起こってくることにきめ細かく対応できないんでないかという心配をするから、その弾力性をやっぱり過産省として持つべきではないかというふうに思つておるんです。企業がその設備の償却をどうしようとするというのを私は念頭に置いて質問をしているんじゃないんです。田村通産大臣、いかがでございますか。ちよっと過産省の弾力的な運用というものを、今後すぐこで答弁しろと言ひませんが、やはり今後

検討をしていただかなければならぬ問題があるというふうには思いますが、いかがですか。

○岡部大臣(田村元君) こういう問題は、こういうふうによつてきたから、あるいはこういうふうによつてきたから、将来もこれではならぬという問題ではないかと思ふですね。でございまして、やはり今おっしゃったような問題につきましまして、今後の検討課題ということで受けとめたいと思ひます。

○本岡昭次君 できれば大臣答弁と通常言われるような検討課題じゃなしに、ひとつ実質的にこの問題の検討をお願いしたい、こう思ふんであります。よろしくお願ひをいたします。

それでは次に、今私が言いました第三セクターの關係で私はそのことを強調したかったのであります。第三セクター問題、最後にこれ質問したかったのでありますが、時間がありせんからここで質問をさせていただきます。

産業基盤整備基金の業務の一つに、特定出資法人事業、いわゆる第三セクターであります。これに必要な資金の出資というのがあります。そこで、その出資比率について特に上限はないのかという問題であります。というのは、本年度の場合五十億円というものが計上されて、これが出資の原資になるわけですが、例えば特定地域四十三地域がございまして、それがそれぞれ第三セクター的なものをやつたときに、もしばらまいたとしたら一地域について一億円強ということに出資金がなるわけでありまして、果たしてこの程度のもので何ができるのかという気が一つするわけなんです。その出資金の上限問題等、またその各地域が第三セクターをつつたときに、その出資問題について、これは五十億だけども、将来、それ以後とどんで出てくるものについて、そういうものは拡大して十分対応できるようにするという通産省の考えがあるのかどうか、そのところをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 第三セクターへの出資につきましましての上限でございませうけれども、これに

つきましましては私も一件、一つの第三セクターにつきましまして国からの出資の最高額は五億円ぐらいにしたいと思つております。それで、国からの出資と申しますのは、既に御承知いただいていると思ひますけれども、地元の地方公共団体、さらに地元の経済界からの出資に対する呼び水というふうなつもりでございまして、それぞれ地方公共団体の出資金ないしは地元経済界からの出資、そういうものを越えるというのはいささかと思ひます。そういう意味におきまして、呼び水の、ただし全体としての規模が大きい場合は五億円までは出そうと、こういうことでございまして、私も今いろいろ各地の自治体で御研究になっております具体的な構想について調べておりますけれども、中にはやはりこのリミットに近いところまでの出資を希望されるような案件もございまして、どちらかといいますと数千万円オーダーのところもございまして、これはこれからやってみせんとわかりません。

それから、五十億円の出資といふのは、あくまで六十二年度のこのスタートに際して要求をしたこととございまして、全体の事業の規模が拡大をしていくという場合には、そこでまた改めて検討もさせていただきます。余地は十分あるわけでございますので、そういう意味におきまして先生御心配のような事態には、地元でいろいろ熱意はありながら、こちらの方の資金がないためにというふうなことはさせたくないというのが私どもの気持ちでございます。

○本岡昭次君 それでは、特定地域対策の第三章で、第三章は「特定地域対策」ということでよくつてございまして、その十五条が私は非常に気にかかるわけでありまして、そしてまた、非常に期待をそこに寄せるものであります。そこはこう書いてございまして、「国は、特定地域の経済の安定及び発展に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」、こうあるわけでありまして、「国は、」その「必要な財政上の措置」と、こう書いてあるわけでありまして

が、私は非常に重要視すると言つたら、ある人は、本岡君、君は素人だからそう言うんだ、大体法律には体裁があつて、これは法律の体裁を整えるために入つてゐるんだというふうに言つた人があるんで、まさかそんなことはないだろうと言つて私は議論したんですが。

私はここで、まさか法律の体裁を整えるためにこんな文言が入つてゐるのではないでしようねというのを申し上げながら、それでは具体的にどのような財政上の措置をこれから講じようとする通産省としてお考えになつてゐるのか、そのところをお聞きしておきたいんであります。

○政府委員(杉山弘君) この十五条の規定につきましては、とりあえず具体的な措置といたしまして、先ほど来御質問のございましたことでの産業基盤整備基金に對します産業投資特別会計を通じての出資、これが国が講ずる財政上の措置というふうなことの具体的なあらわれになるかと思ひます。したがつて、六十二年度の予算におきまして五十億円の産投からの出資を計上いたしましたけれども、事業を行つていく上におきましてこの五十億円では不足というふうな事態等もし生ずるようなことになりますれば、またこの規定に従つて私も必要なものについては財政当局に要求もしたいということをお先ほど御答弁申し上げたところでございまして。

○本岡昭次君 まあ趣旨はわかりました。そこで、通産省からもらつた資料で、全国的に地域活性化のために第三セクター方式を導入して、いろんなプロジェクトを今実施しております。四十三地域に指定された兵庫県の中でも、大屋町ふるさと振興プロジェクトとか、相生市海洋スポーツ中心地域活性化プロジェクトというふうなものがありまして、いろんなことが書かれてございまして、あくまでこれはプロジェクトの段階であります。これからであります。

そこで、例えば大屋町、相生市等にしても、本法律の特定地域に仮に指定された場合、進行しつつあるこれらの第三セクター方式による事業に對

して具体的な財政上の援助というのは、出資——先ほど御説明ありました民間と地方自治体で少ない方の額を上回らないとおっしゃいましたが、そういう金額の出資をやる、あるいはまた融資をして、利子補給ですとかいうふうなものをやつていくということがそこにあるんであります。具体的に私たちが期待するのは、地方自治体がかなりそれについてこれ入れをせにやいかぬと思ふんですよ、今見ておきます。だから、その地方自治体に対してのこれ入れが財政上の援助として、先ほどおっしゃつたようなことじゃなくて、例えば地方特別交付金のような形態あるいは別名目の補助金とかいうふうな、具体的にやられることについて、そういう直接的な、文字どおり国の財政援助というものが何とかが期待できないかということをお聞きしてございまして。

だから地方の活性化といつても、これは通産省が全部カバーできませんよ。結局のところ地方自治体が私は責任を持たにやいかぬと思ふんですよ、やはり地方自治体に財源を見てやるということと、権限の移譲を大胆にいろいろやつていかなくれば、何をやるうとしても一々あつちこつちにお金を立てにやいかぬ、さあ、お金のこともいふような金縛りに遭つたような状態で、地域の活性化に本当に自治体が立ち上がるかどうかという点にいろいろ危惧を持つんであります。したがつて、財政上の措置といふものが、この法律に今あるそれを指すというふうなことで、さらに第三セクターを進めるといふふうなことを中心に、地方自治体に対して積極的な財政援助を呼び水的にやつていくというふうなことを政府としてお考えでございまして、自治省もそのためにきょうおいでいたしておるんであります。その点についてひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 御質問にございましたように、本件第三セクター事業についての国と地方自治体との財政上の關係につきましましては、自治省からお答え申し上げるのが本来だと思ひますが、

私も承知しております。限りにおきましては、むしろ地域の問題であるだけに各自自治体が極めて御熱心でございまして、先ほど先生お挙げになりましたような幾つかの具体的なプロジェクトにつきましても、各自自治体が私どもの方にいろいろと事前に御相談にお見えになっている、こういう状況でございます。したがって、地元としての地方自治体については、私ども大いに熱意があると思っておりますし、また、そういった熱意をさらに大きくする意味においては、先生おっしゃるような方向での対策がもし実現可能であるならば、これは国としても援助を申し上げようという私どもの立場からしても非常に心強いことだというふうに考えております。

直接的にはむしろ自治省からの答えをお聞きいただいた方がいかと思ひます。

○説明員(二橋正弘君) 先ほど来お尋ねがございしますように、最近各地の地方自治体におきまして、地域経済の活性化ということに積極的に取り組んでおるわけでございまして、そのためには地域におきまます総合的な行政主体でございします地方団体の自主性がより強まりますように、権限の移譲その他地方団体の自律性が高まるような制度の改善ということがもつと推進される必要があるというふうに私も考えております。それに即応いたしまして、必要な財源の確保ということも当然必要になってくるわけでございします。特に私どもといたしましては、一般財源の充実に今後とも努めていきたいというふうに考えております。そういう方向でこれまでも地方制度調査会等からも答申をいただいております。そういうことに沿って私どもとしては努力してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、先ほど来第三セクターの問題についてもいろいろお尋ねでございします。この点につきましては、どういう形で第三セクターにどの程度かわかりを持っていくかということ、は、それぞれの第三セクターの行います事業の公共性でございしますとあるいは採算性でございします

すとかいったようなことにつきまして、十分な検討が必要であると思っております。それから、地方団体がどういふ程度の財政的なかわりを持つかということは、それぞれのプロジェクトによつてさまざまございまして、先ほど来話がございしますように、億単位から千万単位までいろいろございします。母体となります地方団体の財政規模もさまざまございまして、それに対する財政的な対応というのは個別に判断をしていきたいというふうに考えております。

○本岡昭次君 最後になりましたが、労働者の地位を不当に害しないという非常に我々にとつては関心を持つべき事項があります。これについて御質問いたします。

労働者の地位を不当に害することを防止するために、第五条、第七条の事業適応計画の記載事項内に、「設備の処理又は事業転換等に伴う労働に関する事項」という項の挿入が修正によつて行われました。きのう説明を受けました。この修正については私は高く評価いたします。通産省がこれを受け入れていただいたことについて非常によかったですと思っております。

そこで、これをより実効あるものにするために、一つはこの「労働に関する事項」という事柄の内容として、労使双方の協議による合意書というふうなものをやっぱり内容とすべきでないかという点が一つであります。

それからさらに、設備の廃棄、縮小、あるいは事業転換等を行っている事業所の中で労働争議が生じている場合、あるいはまた労働委員会あるいは裁判所に提訴して係争がある場合、係争中のものでない場合は、事業所が事業設備にかかわるさまざまな承認を求めても、当然これは従業員の地位を不当に害することになると考えてこの事業計画の承認は留保されることになるであろうと、こう私も判断するのであります。この点についてひとつ的確に御答弁いただいて、私の質問は終わりたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) ただいま御質問でござい

したように、設備の処理、事業転換、さらには事業提携ということになってまいりますと、雇用、労働と密接な関連を持つてまいります。こういう観点から衆議院の方で法文修正等も行われまして、

私も考えておりますのは、承認基準といたしましては、従業員の地位を不当に害するものであつてはならないということにつきましては、その実態的な判断といたしまして、まず計画作成の段階で労働組合等と十分自主的な話し合いがなされているかどうかということを見ていきたいと思ひますし、またその計画の具体的な中身について、雇用について十分な配慮がなされているかどうかということも判断をしていきたいと思ひます。したがって、そういうことでない場合には、むしろ計画それ自体の承認をしないということであらうと思ひます。

今お尋ねは、労使の合意書がなければと、こういうふうなお話でございしますが、むしろこれはそういう形式的な問題よりは、むしろ自主的な判断を優先させた方がいんではないかと思ひますし、これまでの各種の合理化計画等につきましても、労使で十分話し合いをなされて、実問題として合意があつた後発表がされるというふうなことになつていくようにございします。労使の間で、お話のありますような紛争が生じているような段階で計画承認申請がなされるということとは、実問題としてもまずないではなからうかと思ひます。また先ほど申し上げましたような、承認に当たつての判断で自主的に十分な話し合いが行われているかどうか、また計画の内容について十分配慮されているかどうかという点につきましては、承認の段階で判断するだけで、事前に組合等との十分な話し合いをするようにということにつきましては、事業者に対して私どもとしては指導もしてまいりたいと、かように考えているところでございします。

○本岡昭次君 これでは終わります。

○梶原敬義君 後ほど日米半導体摩擦の問題について少しお聞きします。アメリカの経済政策、閣僚会議の方針というのが恐らく決まつたと思ひますが、そのときまでに、あと何分か後ですが、ひとつその内容が明らかにできるように準備をしていただきたいと思います。

最初に、きょうは経済企画庁も見えてございします。通産省と両方にお聞きしますが、この法案の提案趣旨の冒頭に、「我が国貿易収支の黒字幅は、昨年一年間で九百二十七億ドルにも上つております。このような大幅な対外不均衡の是正を図り、我が国経済の中長期的発展基盤を確立していくためには、我が国産業構造を国際的に調和のとれたものに転換していくことが極めて重要であり、」云々と、こうなつております。

私は、大幅な円高が続けば、当然日本の海外輸出というのは数量的にも減る理屈になるわけでございしますが、それが一向に、もう「Jカーブ理論」も言われて久しいんでございしますが、貿易黒字が今、昨年の数字も申し上げましたように、大変大きなものになっております。一体これはどういうことなのかよくわからぬ。この点について説明をしていただきたたいし、また先の見通しについても教えていただきたたいのであります。

○政府委員(田中努君) Jカーブ効果についての点でございしますが、いろいろモデル等によりまして計算をいたしますと、Jカーブ効果は大体一年ないし一年半は継続をするという結果が得られておるわけでございします。

そういったしますと、プラザ合意以降円高が急速に進展いたしました。現在約一年半ほど経過をいたしておりますので、Jカーブ効果もその最初の部分につきましては次第に剝落をしていく時期に近づいていくというふうに考えるわけでございします。円高がその後順次進展をしてきておりますので、まだ今後円高の効果がJカーブ効果という形である時期継続をする、そういう見通しになるかと思ひます。

このJカーブ効果と申しますのは、数量の面では効果が出るけれども、価格の面では効果がなか

なにか出るのをおくれるということでございますが、現実の動きもそのとおりになっておりまして、数量ベースでは貿易収支あるいは経常収支は円高の進行とともに割合急速にこれが頭打ちに転じて、現在かなりのところで縮小しているわけでございます。これに對しまして、ドルベースで見ますと、やはりかなり金額が膨れ上がっているということでございます。こういう傾向は今後次第におさまってきまして、経常収支、貿易収支ともに黒字幅が漸次縮小に向かつていく、こういうふうなことを考えておるところでございます。

○梶原敬義 具体的に円高で九百二十七億ドルになったのは一体何ですか、貿易黒字の中身ですね。例えばどういふ商品が出て、どういふ商品が伸び悩んだのか。

○政府委員(島山襄) まず輸出数量の伸び率で申し上げます、伸びた品目は化学品、これが暦年ベースでございますが、九・三％伸びております。それから機械・機器の中、一応この分類で申し上げますと、一般機械というのが三・四％伸びております。この一般機械の中には事務用機器でございますか、コンピュータとか、そういうものが入っております。それから精密機械、これが一・三％伸びておりまして、この中にはこの分類でございますとVTRが入っております。その他雑品も一・五％伸びておりますが、以上が伸びている品目でございます。あとは食料品、繊維品、それから非金属鉱物製品、金属品、それから機械・機器の中の電気機器、輸送用機器、いずれも数量としては減っているわけでございますが、先ほど御説明がございましたJカーブ効果、ドル価値の下落に伴う価格の引き上げということが貿易面に出て、九百数十億ドルというふうな黒字になっておるところでございます。

○梶原敬義 ちよつと経企庁、昭和六十二年度の貿易黒字の見通しを教えてください。

○政府委員(田中努) 六十二年の貿易収支の見通しでございますが、円ベースで申しまして十三兆……

○梶原敬義 円じゃない。

○政府委員(田中努) ドルベースで申しますと、八百十億ドルでございます。

○梶原敬義 Jカーブで減ると言うけれども、そう減らないじゃないですか。どうですか。

○政府委員(田中努) ただいま申し上げました数字は、ドルベースの国際収支のIMFベースの数字でございます。六十一年度の実績見込みは九百四十億ドルということでございます。そこから減少する、こういうことでございます。

○梶原敬義 日米貿易摩擦の原因になっているのは、やっぱりドルじゃないんですか。円の手取りが減るということが問題じゃないんじゃないですか。

○政府委員(田中努) 日米間で申しますと、確かにアメリカは自国通貨でございますドルで問題を提起してまいるということであると思ひます。ただ、私も経済見通しを立てるという立場から考えますと、どの国でも大体自国通貨で見通しというものはつくっておるわけでございます。そういう意味でまず円で申し上げたところでございます。

○梶原敬義 通産大臣、八百十億ドルの見通しというのは、これまで当たらぬかたならぬか、今まで余り政府は当たりませんけれども、これは大変な金額ですよ。これは円でもドルでもいいですわ、経企庁いろいろおっしゃいますけれども、これは貿易摩擦の対象になるんですか、ならぬのですか、この額自体は。

○政府委員(島山襄) やはり貿易摩擦は本来あるてはならないことではございますけれども、米國は二國間の貿易収支を現在のところ気にいたしてあります。しかしながら、その背景には日本の膨大な黒字、グローバルな黒字ということもございますので、そのグローバルの数字自体が問題に

なるわけでございますが、これを百三十億ドル改善するということは、改善した後の八百十億ドルが米國を満足させるという意味じゃございませんけれども、改善の方向に向かつているという説明は私どもとしてはできるというふうなことを考えております。

○梶原敬義 八百十億ドルの貿易黒字、六十二年の見通しと言ふが、これは国際的に見て、日本の立場じゃなくて、これはどういうことを意味するんですかね、大臣。

○政府委員(島山襄) 確かに八百十億ドルの黒字というのは、国際的に見ると、梶原委員御指摘のように相当な規模でございます。過去の例で見ますと、サウジアラビアが記録した黒字がそんなような金額になっておつたのが最近の例でございます。そのときのサウジの黒字の世界全体の黒字に占める比率というのが相当な比率であつたわけでございますけれども、具体的に申し上げますと、五十六年サウジアラビアは七百八十億ドルという黒字を記録いたしました。それが世界の黒字に占める比率が五四％ということでございます。

八百十億ドルに相当する世界全体の黒字が幾らかわかりませんので、その比率がどうかということはよくわかりませんが、相当な黒字のシェアを占めている、これは事実でございます。

○梶原敬義 私、二月の二日から十一日の間、特にアメリカの西海岸へ農業問題の視察に行つてきたんです。米と畜産、これはコロラド州のデンバーに行つてきました。それからロサンゼルス、それから奥に入つたサンキスト社とオレンジの生産地。ずつと行つてみまして、先ほど経企庁が数量も減つていくという話をしました。自動車、自動車の輸出台数あたりも、聞きますと、あるいは今秋の持つてくる数字から見ても、対米あるいは対EC関係についてはそんなに減つてないんですね。それで、一方価格の面もせいぜい上がつて一〇％かそこらじゃないですか。この円高で向こうの売り値が余り——もつと上がつてい

るかもわかりませんが、大体九・六％ぐらい、一年間で自動車のまあいろいろモデルチェンジや何かやつて。Jカーブ、Jカーブと言つてゐるけれども、自動車やあるいはOA機器やあるいは半導体もそうかもわかりませんが、そういう先端輸出産業の我が輸出商品というのは、そんなに言われるように円高でも減つてないんじゃないか。そういう感じを、回りながら、いろんな人から話を聞きながら受けたんですが、この点はいかがでしようか、少し間違つていませんか。

○政府委員(山本雅司) 今、先生御指摘のように、自動車につきましては来年度も二百三十万台の台数にしようという自主規制の決定をいたしまして、大臣が発表されたわけでございます。それからOA機器あたりにつきましては、数量ベースで見ますとそれほど減つてないというのが事実でございます。

これはなぜかと申しますと、価格そのものは非常に高くなつておりまして、自動車などの場合では、輸出価格そのものはやはり三割近く上がつてゐるのが事実でございますが、現地での販売は非常に競争が厳しくなつております。かつては、日本車というのは現地に持つていけば飛ぶように売れたという時代がございましたが、現在ではアメリカにおきましても、企業によつていろいろ差はございますけれども、なかなか販売競争が厳しくなつてゐる状況でございます。必ずしも円高分だけ上がつていないという事実がございます。したがつて、総体として見ますと、自動車の輸出につきましては六十二年度も減らない。多少金額で、ドルベースでございますが、ドルベースではふえる、円ベースでは減るという状況でございます。それから、OA機器につきましても、品目によつて違いはございますけれども、アメリカ市場においては、数量としてはそれほど減らないものがあることは事実でございます。ただ、VTRとかCDとか、そういうものは非常に需要自体が落ち込んでおまして、在庫がたまつていてい

うような状況でございます。

第九部 商工委員会会議録第三号 昭和六十二年三月二十七日【参議院】

○梶原敬義君 先ほど経企庁の話では、Jカーブの効果があらわれて減るだろうと、こういう話でしたが、しかし私が今言いましたように、また今の答弁でありますように、随分経企庁の考え方と、あなた方が言っていることと私が見ていることとの差があるような気がしてなりません。今貿易黒字の最大の原因というのは自動車でしょう。あるいは電気製品、OA機器、それからVTR、こういうものではないでしょうか。こういうものがどんどん出てくるから結果的には黒字がどんどんたまるんでしょう。そうすると、その自動車の問題は後で議論しますが、価格の問題は、どうもわからないので、この点もう一回整理していただきたい、経企庁。

○政府委員(田中幹吉) 貿易統計によりますと、ことしの二月の輸出の数量は、ちょうど円高が始まりました六十一年の七月九月期に比しますと八九・三%ということになりますから、約一%ほど数量で低下をしているわけでございます。これはやはりドル価格の引き上げに伴いまして輸出の数量が減少に向かったということでありまして、今回の輸出価格の引き上げの状況は、従来の円高のときほどではなかったわけでございますけれども、現在のところ約五割程度の引き上げ率になっていて、これはあくまでもマクロ的な数量指数あるいは価格指数の動きから申し上げておるわけでございますが、平均的に申し上げて五割ぐらいの引き上げ率になっている。過去はこれが七割ぐらいの実績はあったわけでございますが、今回はNICSとの競争が非常に激しくなっているとか、あるいはアメリカのインフレが非常に低下をしていて、いろいろな状況によりまして、どうしてもこの円高率ほどには引き上げられない、その半分程度にとどまっているというところがございます。また、価格の急激な上昇による数量の非常に急速な調整という状況は、実はまだ出てきておらないわけでありまして、

しかしながら、これが価格がもっと引き上げられたということになりますと、数量ももちろん減るわけでございますけれども、Jカーブ効果の方ではかえって大きく出る要素が働くわけでありまして、ドルベースでの金額はあるいはもって膨らんでいかぬかわからないというふうにも考えられるのではないかと考えております。

○梶原敬義君 ですから、価格の問題ちょっと後にしますけれども、それでもこれは新聞の数字、これは間違っているとは思わぬと思うんですが、日本自動車工業会が発表した数字ですが、ちよっと読んでみますと、六十二年一月三十日の記事ですが、

昨年(の)わが国の自動車(四輪車)輸出は約六百五十万台、前年比一・九%減と四年ぶりに減った。日本自動車工業会によると、全輸出台数に占める北米向けが五・三%、(前年五・三%)と二大市場向けが八割に達した。自動車輸出の「米欧依存度」は五十六年に六四%、六十年には七〇・六%と上昇しており、昨年は途上国・産油国の不況で日本車の米欧集中が一気に拍車がかかった。

こういう傾向がさらに進むだろうというふうな記事になっておるんですね。だから、理屈で経企庁が言っていることと実際に進んでいることは、がらりと中身が変わっているんじゃないですか。この点いかがですか、通産省。

○政府委員(山本雅司君) 自動車輸出については、今の御指摘は正しいものと考えております。と申しますのは、今、産油国も東南アジアも中南米も、非常に国内の景況が悪く、なかなか日本車を購入できない状況で非常に輸出が落ち込んでおります。それに対して、アメリカは昨年割合好調でございました。ただ、全体の数量は二百三十万台に抑えられておりますけれども、アメリカ市場は割合好調。それからヨーロッパ市場が大変に好調でございまして、これは一つにはヨーロッパの景況自体が割合よくなったということ、もう一つは、ドルと比べますとヨーロッパ通貨

は、比較の問題でございまして、日本の円との関係で輸出しやすい環境があったというふうな特殊要因もございまして、確かに今御指摘のような状況になってきております。

○梶原敬義君 そこで、さっき自動車の販売価格の話がちょっと出ましたけど、当然円高で四割から四割四角とすれば、向こうから見ますとそれは四割ぐらいの価格が上がつて当たり前だという感じをしますですね。逆に向こうから入っている、アメリカから日本が買っている製品というのは、円ベースで言いますと相当下がっていますね。逆に日本の輸出商品というのはそんなに円ベースで比較しても下がっていない、下がり率が少ない。要するに、アメリカでの価格転嫁が、これ間違いないと思うんですが、これはある筋から自動車工業会に聞いた話によりますと、自動車販売価格は円高によって三、四回の値上げを行った、しかし一〇%程度、したがってその結果の自動車の上昇というんですかね、そういうことに落ちついていて、こういふことを言っているんですが、これは間違っていますか。

○政府委員(山本雅司君) これは、実は具体的な販売価格あるいは価格政策の問題もございまして、なかなか微妙な点はございまして、と申しますのは、ドルベースでは相当上げております。大体三割以上の上げ率になるかと思っております。ただし、現地の販売状況は、先ほど申し上げたと触れましたように、なかなか厳しい競争条件になってきておりまして、必ずしもこちらの輸出価格と同じような現地の販売価格の引き上げは難しい状況でございまして、したがって、今御指摘の一割というものは、私ども感懐としてはやや小さ過ぎる感じがございまして、これについてあんまり明らかにいたしません。逆にダンピングとかいろいろ問題が出てまいりまして、とにかくそういう嫌疑を受けるような気をつけて正々堂々と輸出するようにというの、常日ごろ強力に要請している次第でございまして、

○梶原敬義君 大臣、経企庁さっき言われました数字とやっぱり随分食い違っているんですよ、政府の中で。だからもう少し現実に近い話をこれから進めていっていかねば私はいけないと思っております。

私はこう思うんですよ。円高だから下請工賃やなんか、自動車も電機もVTRもそうなんです。物がすごくたたくんですよ。それで自分のところも企業努力するんですよ、合理化やして。そしてコストを下げて対応するわけですよ、海外市場で。そして、そこでまたどんどん稼ぐもので、円高相当分の値上げしなくてそれで稼ぐ、また黒字がたまると、それで貿易摩擦、再び円高、こういう状況の繰り返しになっていると思うんですよ。悪循環ですね。これを一体どこで断ち切るか。これは私のところの地元の新報で、百四十円台に落ち込んだときにすぐ出た記事です。「円高、加速、悲痛な声」「自助努力にも限界だが忍の一字あるのみ」と、こういう見出しになっているんですよ。

県下中小企業団体を傘下に置く県中小企業団体中央会の菅原茂会長は「ドル1100円割れについて」「たまったもんじゃない。一層の円高の中で、産業の空洞化に拍車がかかり、ひいては国内の雇用問題が深刻化する。日本の国力に見合った円高ではない。景気に暗雲がたれ込めており、なんとかしてくれないと困る」と、こういう険しい表情で語っておるという記事が出ている。

だから、この円高、合理化、低価格輸出、そして大幅な黒字、貿易摩擦の拡大、さらにまた円高、合理化と、この繰り返しで、最後に行き着く果ては産業の空洞化に通ずると思うんですよ。これを「Jカーブ」と言うのなら「Jカーブ」と言ってもそれはいいかわかりませんが、最後に行けばそれは産業空洞化して、日本の経済もめちゃくちゃになれば、それはまあ言う言のうたもいらない。しかし今までのあなたたちが言っている「Jカーブ」なんというの、もう信用できません。この点について私はどうも納得がいけないんです。

は、比較の問題でございまして、日本の円との関係で輸出しやすい環境があったというふうな特殊要因もございまして、確かに今御指摘のような状況になってきております。

半導体もやっぱりそれに似ていると思うんです。半導体もほとんど記憶能力の大きなやつをつくっていつて、とにかく何でもいい、競争で勝てばどんだん出すという、とにかく何というか、競争で勝てば経済理論に合っているんじゃないかという、どんだん経済侵略をするようなやり方というの、これは考え直さなきゃいけない時期にきているんじゃないかと思うんですが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(田村元吉) 自動車の場合は、アメリカに対しては三年間の継続の自主規制で、二百三十万台で抑えておられますが、これはいわゆるインフレ率というものを考えますと、三年間毎年減らしたということになるかと思いますが、数字はイコールでありまして、それから、ヨーロッパについては若干ふえております。自動車問題は、二百三十万台の自主規制というものは、米側としては非常に高く評価しておるようでありまして、問題は部品購入、そういう問題でいろいろと悶着が起こっております。

それから半導体の場合も、実は日米の半導体の貿易という点では問題はほとんど起こっていないんです。日本からの売り込みという点では、ダンピングもありません。問題は、日本側がスーパーコンピュータを初めとして、アメリカのものを買わないというところに問題があると彼らは言うわけですね。

それからもう一つは、日本の半導体等が、確かにアメリカへは適正に売られておるけれども、第三国、特にアジアNICsを通じて迂回でダンピングをしてきておるのではないか、こういうことで先般も問題が起こったわけでございますけれども、そして今御承知のようなアメリカの政界での問題でございますけれども、しかしこの迂回の輸出という点では、日本からまず船に乗せて出ていく、そして先方へ着く、その先方のいわゆる買取り主が日本の企業の関連会社であるというような場合には非常に実態がつかみやすいのですけれども、今度はそれから先ということになるとわか

りにくくなるし、そういう点で、実は第三国における追跡調査というものが、その国の内政の問題もありまして実際につかみにくい、こういうようなことでございます。

まとめて言いますと、第三国を経由してのダンピングということに非常に問題にしておる。いま一つは、日本が売り込みはするけれども、その売り込み方は確かにアメリカには直に売る場合は適正ではあるけれども、それはそれとして評価するが、日本はもつとアメリカのものを買ったらどうか、こういうことが問題になっておる、こういうことでございます。

○梶原敬義君 私は自動車の場合、これは多分半導体もそうじゃないかと思うんですが、ちょっと行つて聞いてみますと、日本の本田とかトヨタとか、そういうところの企業間競争、輸出業者の二百三十万台の中での勝負、それはNICsの自動車の追い上げもあるでしょうけれども、これは日本の企業同士の競争も多分にある、半導体もそうだと思うんですよ。このところはもう少し行儀のいい指導を、競争に勝てば何でもやったらいいということになれば、私はそんな理屈が、一つの世界の、州の中でのやら別ですけれども、何でも競争に勝てばいいということ、そういうわけにはいかないと思うんです。だから、そのところをひとつきちんと指導すべきじゃないかと思う。やっぱり円高に相当する分だけは価格は当然上げる。そんなに上げぬでも、一〇%やそこらだつたら、それは怒りますよ、アメリカは。

それでカリフォルニア、これは日本の面積の一・一倍です。カリフォルニア州というのは国で言うところのGNP世界第六位。そんな誇りを持った州政府に行つて、農務局の次官のゴメスという人と会つた。それで米の話をしたんです。米の輸入問題については、日本という国が自然の調和を保てるというの、田舎に行つても地域に行つても、たんぼがある、保水能力がある、自然を保つておる。だから、米を全部輸入されたりして崩された場合には、日本は大変なことになるだろう。そう

言つたら、うんと、こうやってる。では牛はどうかと、牛も余つておる。それから、では乳製品はどうかと、乳製品も余つておる、こう言つたんです。そう僕が言つたら悲しい顔をしておりました。

私は大分県で七名の調査団をつくつて、私が団長で行つたんですけれども、非常に悲しい顔をしておいた。では、段々畑でウナギが何か飼つたらどうか。ウナギだつてもう日本はいっぱい余つておるんだと。淡水魚は何かないかと、淡水魚も、コイや何かもそんなに要らない。ではエビはどうかなんて言つて、非常に暗い、悲しい、悲しいじゃないけれども、やっぱり何か買つてくれるものはないかと一生懸命言つたんです。そこで彼らが言うのは、こんなに自動車や半導体や何かをどんだん出されて、電気部品や自動車部品や何かをどんだん輸出されて、アメリカは企業の倒産や失業者がどんだんふえておる、これはアメリカにとつては大変なことですよ、こう言つたんです。

そこでやっぱりアメリカのことも理解をしなければいけない、あるいはECのことも理解しなければいけない。だからそこで、何でも安ければどんだん入つていくというふうな業界のあり方、しかも安いといつても、皆さん方はファンダメンタルズの反映と言つておられるけれども、アメリカは週休完全二日制ですから、学校は土曜日も休みですよ。日本は週休二日制どころじゃないですよ。とにかく朝から晩まで働いて、特に部品工場やあるいは下請関連というのは低賃金で大変ですよ。VTRのそういう部品というのは、ほとんど農家や田舎の婦人労働力で、小さく組み立てて出しているんです。こういう状況なんです。まともな競争をしていないんです。

しかも、競争力があるということとどんだん出しているような状況なんですけれども、何でも内輪のことは汚いところは伏せていて、後は競争で押しつぶしていくというやり方に対しては、長い日米関係あるいは日本やヨーロッパの関係を考えた場合には、もうちょっと私は考えなければいけ

ないと思う。だから政府として一体どう考え、指導するかという問題じゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村元吉) おっしゃることはよくわかりますし、また通産省としては、時に内々で、時に公に随分注意はいたしております。先般も半導体関係のメーカーでありかつユーザーである大手十社を呼びまして、私から強く御忠告も申し上げたし、御要請も申し上げた。

今、対米配慮という点でいろいろお話があつて、そのとおりだと思つていますが、ただ一つ私から申し上げたいことは、日米貿易というすべて日本が悪い、私はそれは思わないんです。日本だけが悪いとは思わないんです。アメリカにもまた改めてもらわなければならない点があるんじゃないか。どうも最近の風説といひますか、日米関係、日米貿易は、日本が悪者であつて、か弱きアメリカを泣かしておるような風潮があることはまことに残念なことです。レーガンが一般教書で正直に言いましたが、アメリカの体質の改善、産業に強いアメリカにもう一回つくり直すんだということを言つておられますが、かつての、ほんの一年半ほど前までは、アメリカは強いアメリカ、強いドルを呼号しておつたわけですね。でございますから、私どももまた努めなきゃならぬ点は努めなきゃならぬが、これはもう当然のことでございます。日本のあこぎな商法というものが全世界に許されるものじゃありませんが、しかし、だからといって、アメリカにもまた努力をしてもらわなきゃならぬ点が多いんじゃないかならうか。

その一つの例がG5、G7の合意でございます。日本や西ドイツは内需の拡大ということに努力をし、アメリカは財政赤字の削減やまた経済力を強めるということの義務を負つたわけでございますが、そういう点で、言いたいことはたくさんございまして、しかし、だからといって日本がやっておりまじきことがすばらしいことであるとは思つておりませんから、その意味では確かに

す。

○梶原敬義君 内需の拡大の具体策を、きのうからも聞いておりますが、私はやっぱりもう少し示すべきだと思ふんです。総理大臣がアメリカに渡る前には何とかやって——一人百ドル買えとかあるいは何回も何とか会議をやつて、いろいろやつたけれども全部失敗してゐるんですよ、四回。私はいつか、奇妙な行動と、こう言つて質問したことがあるんですけれども、また何かやろうとしてゐるんですが、ほとんど効果のないことを繰り返して繰り返してやつて、それは信用しませんよ。だから私は、もう少しいろいろな知恵を、地方自治体なんかにもよく聞いて、四全総や何かの関係もありまして、もつと地方を重視するような形で内需拡大の具体策を考えていただきたいと思ふんです。要望しておきます。

問題は、週休二日制は、大臣、やっぱり法制化をしなきゃだめです。完全週休二日制を今ここで我が国が法制化をきつとやれば、中小企業も困らぬです。中小企業は、労使でやれと言つて困ります。用意ドンでやれば、どこもこれも休んでゐるから、それはそんなに困らぬ。一軒休んで一軒が動いていけば、そこは売り上げがどつと集中しますから、それは困るでしょう。だから完全週休二制を思い切つて法律で制定する。そのくらいのことを大臣ひとつやつてもらいたいと思ふ。

まああと、中小企業対策や何かもありますし、法案の問題なんかありますが、時間が参りましたので、内需拡大に対する大臣の考え方と、私は、週休二日制は、アメリカに行つてゐる外務省の領事館の連中から、帰つたら週休二日制を法制化してくださという意向をこそつと聞いておりますよ。私は、フランスや西ドイツもこの前見てきました。日本は大変な労働時間じゃないですか、差がついてゐるじゃないですか。だから、いいですか、それはひとつやつてくださ。

それから、アメリカの経済政策閣僚会議ですか、その結果がきょうもう結論出ていると思ふんですが、日本の半導体摩擦についてどういう結論を出す

したのか、お聞きして終わります。

○国務大臣(田村元吉) まず、内需の拡大問題でございしますが、ずっと私が申し上げておりますように、本来ならば、総合経済対策は予算が成立した時点でその経済状況を判断して立てられるべきものというところでございまして、今はこのように緊急激な円高現象でもあります、企業が非常に苦しい、特に中小企業は苦しんでおりますから、緊急避難措置として大きな、中身の濃いものを速やかに策定すべきであるということを私は申ししております。

しかし、現実にはそれが予算案の審議に影響しやせぬかという心配があるようにございます。私は、与野党を通じて、内需の拡大策を今具体的に出して国会で問題にはならぬだろうと思ふ。それと今の予算案との絡みを追及されるということとはなないと思ふんです。それは私は良識を信じております。でございまして、通産省の役人たちに、他省庁のことにしてもいいから、内々で、どういふふうにしていいのかわかれば、それを一遍考えてみる、私のところへレポートを持ってこいと、こう言つてございます。

それから、いま一つは週休二日制の問題でございします。これは実は、私が労働大臣のときに初めて言つたんです。今からもう十五年ぐらい前になりました。私は、私が労働大臣のときに申しましたのは、週休二日制ともの一つ何だったか——要するに、週休二日制をやるには法制化がいいのかどうか、とにかくそれは私が今コメントする立場にはありませんけれども、例えば金融機関を完全に週休二日制にしなければ週休二日制はできない。また、官庁が週休二日制を先んじてやらなければできない。いわんや国会が、例えば役人たちが、今、夜遅くまで作業をしておる、徹夜状態になつておられますが、国会が質問要旨を二、三日前に教えてやれば、かわいそうにこんな徹夜しないと思ふんです。週休二日どころか、かわいそうに徹夜してゐるんですよ。ですから、これはひとつせひ、与野も野党も、お願いでございしますが、

質問要旨をせめて三日ぐらい前に教えてやつていただきますと昼間作業ができると思ひます。

それからもう一つは、例のアメリカのEPCの問題でございしますが、これはまだ何のニュースも入つてないんです。私ももちよつといらいらしておるんですが、何ら公表もなく、日本政府への通報もまだ今のところございせん。こうしてしゃべつておるうちにあるいはあるかもしれせんが、今のところありません。それから内容もさつぱりわかりません。情報収集に努めてゐるところでございします。アメリカにおいて松永大使を先頭に一生懸命に努めておられますが、わからないというやうなことでございまして、きのう松永大使がヤイターに会つたというんで、そつとというんで色めき立つたら、違ふことで話し合つておつたというやうなこともございまして、これは何ともまだわかりません。わかりませんから、中身を見なければコメントのしようがないということでございますので、もうほんの何時間かの問題でございしますから、しばらくひとつ御辛抱をお願いしたいと思います。

○杉元恒雄君 この法律案は、我が国の産業構造が、国際経済環境と調和のとれた方向で活力あるものに転換していくことを目的としておりますので、この法案の提出の背景にあります国際関係について御質問をさせていただきます。

先ほど梶原委員からも御質問がございましたが、昨日から今朝にかけて、テレビ、新聞などは、半導体貿易に關して報道しております。最近、米議会で対日非難決議が出るなど、米側の不満やいら立ちが高まつてゐるようですが、そもそもこの問題は、昨年九月の日米協定について、特に第三国でのダンピングと日本市場での外国製の半導体のシェア拡大に關して、この日米協定を、日本はこれを忠実に遵守しているにもかかわらず、米側がこれを理解せず、一方的に我が方を非難してゐるところに根本の問題があると思ふのであります。

先ほど梶原委員の質問について内容の御説明が

ありましたが、私がお聞きしたいと思ひますのは、こういう米側の姿勢について、今後通産大臣はどういうぐあいに対応していこうとしておられるのか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

また、これも先ほどお話がございましたが、米政府が、我が国が日米半導体協定を遵守してゐないとして、それに対する報復措置を決定するための経済政策閣僚会議が今未明に開かれた。この内容、結果については、今お話を聞きますとまだ今の時点ではわからない。しかしこれは国民が非常に関心を深く持つておると思ひますので、なるべく早い、できれば私の質問が終わるまでに情報が入りましたら、加えてお知らせをいただきたい、こう存じます。

さて、最近の米議会の動向を見ますと、下院における八七年国際経済改革法案や上院の八七年包括貿易法案など、日本を初め対米貿易大幅黒字基調国に対する報復措置導入の義務づけ、あるいはいわゆる不正貿易慣行の是正措置等、保護貿易主義の法案が次々に提出され、既に百本を超えてゐると聞いております。一方、最近の総理府の世論調査によると、日本人がアメリカに対し親しみを感ずると答えた者はこの調査開始以来最低である。そして親しみを感ずないと答えた者はその最高を記録しております。このことは、同調査のこれに關連する調査項目の答えから類推して、貿易摩擦をめぐる米側の対日批判の高まりに対し、一般の日本人がこれを外圧と感じ、これに反発し、あるいは不快感を保持するようになってきてゐる、その一面を浮き彫りにしたと思ふのであります。

さらに続けますが、私は一般的な日本人は、日本は西側の一員として日米関係を基軸とした政治経済を運営し、その国際的責任を果たすべきであるというをよく認識してゐると思ひます。また、日本人の大部分は、我が政府は貿易摩擦に対処して市場開放、内需拡大、輸入の増大、海外直接投資等、懸命な努力を重ねてゐると思つており

ます。国民もまた血のにじむ苦痛に耐えて協力してきている、このように一般の日本人は認識していると思っております。

そこで、このような一般的な日本人から見ると、貿易摩擦解消のためには、アメリカも財政赤字、経常収支等の赤字を解消する責任がある。それにもかかわらずその努力はそこそこにして、一方的に日本側の責任を追及する姿、日本側の努力を正しく評価せず、日本に圧力を加え、保護貿易主義に傾きつつある姿にある種の恐ろしさを感じていと思うのであります。一九二九年の世界大恐慌もアメリカの保護貿易主義の台頭が火つけ役になつていふことを思い出して、今日の為替の不安定、累積赤字、株式等投機の過熱、一次産品価格の下落などその当時と類似した世相も重なり合つて、その危惧がますます強くなつていふ。

通産大臣は、日米貿易摩擦について、今一連の幾つかの質問を続けさせていただきましたが、現状をどのようにお考えになつておられるか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田村元吉) 御指摘のとおり、まことに困惑をする場合も多うございふ。

アメリカの場合には、日本と若干、若干というが、基本的に政治行政の組み立て方が違ひますのは、アメリカの議会は議員立法オンリーでございふ。でございふから、政府が国会に提案しようと思つても、与党の議員の名をかりて議員提案をするという形式をとつておりますから、どうしても議員提案ということになりますと厳しものが出てくる。しかも御承知のように保護主義に関する法律案というものは随分たくさん出ておるわけでございます。

そういうことでありまして、アメリカの議会のそういうあり方自体、いわゆるあり方といふかシステム自体が、ややともすれば、貿易のみならずあらゆる面において保護主義の高まりを醸成しやすいような形になつております。これは私は事実だと思ひます。ちょうど我が党内で年末の予算編成のときに大騒ぎが起る。ところがそれは

あくまでも対政府折衝の騒ぎが多うございふけれども、アメリカはそれがストリートに議員立法として提案をされていふという面が多うございふ。そういうことで、我々非常にアメリカにおける保護主義の台頭というのに対して懸念をいたしてあります。

ガットの定義というものの、ガットというのはあくまでも自由貿易の建前の上に立つた規則の場であつて、結果とした利益を問う場ではないといふことを明確にしてありますけれども、まことに心配でございふ。そのアメリカの保護主義の高まりの一つは、日本の売り込みの激しさもさることながら、日本の内需拡大策が積極的でないような印象を彼らを受けて、それに対するいら立ちといふものがやはり基本的には一つの大きな要因になつておるのではなからうかと思ひます。でございふから、我が国としては、もちろんアメリカに奉仕するという意味でありませぬけれども、為替レートの根幹に揺れる問題としても取り上げ点においても、当然大きな内需拡大策を今展開しなければならぬまいか。その点で私ども、これから声を大にして対応していきたいと思つております。

それから、今おっしゃいました市場開放の問題でございふが、これは日本は相当やつておるのでも、御承知のように輸入税一つ例にとりまして、経済先進国最低の水準で二・二%ぐらいまで下がつております。問題は、日本は売るには売るが、なかなか買わないといふところに一番大きな問題があるのではないだろうか、そのように思ひます。が、いずれにいたしましても、やはり秩序立った節度ある姿勢をこれから示していくといふことは何よりも必要かと思つてあります。

それから半導体のことでちよつとお尋ねがございましたが、御指摘のとおり、日本政府は日米協定上の義務を完全に履行しておるのみならず、協定の趣旨を実効あらしめるためにとり得るすべて

の措置を講じております。具体的に申し上げますならば、外国系半導体の購入拡大につきましては、半導体の全体の需要の低迷等厳しい環境の中で、私自身、メーカーでありかつユーザーであるわけですが、主要ユーザー首脳をお招きして直接お願いをするなど最大限の努力をいたしてあります。

第三国ダンピングの防止につきましては、グレー輸出など難しい問題がある中で、需給見通しに沿つた減産、それから輸出承認の際の価格のチェック等、最大限の努力を行つてあります。

米国内におきましては、巨大な対日貿易赤字や先端産業の米たる半導体産業についての競争力の観点からの危機意識を背景として、協定を遵守しているか否かについても、実体論より感情論が先に立つておる。私は具体的にここで時間がございませぬから申しませんが、ワシントン・ポストの黒田審議官を誹謗する記事なんといふのはひどいものでございふ。これは事実無根をああいいう形にして、しかもEPCのいよいよいふときになつて、それに焦点を合わせてああいいう記事を書くといふようなことで、非常に感情的になつておるというのが実情でございふ。

当方としては、米側に対して経済実態を踏まえた冷静な理解を求めるように、でき得る限りの努力を払つていきたい。しかし、何といつても日本とアメリカとは最も深い関係にある友好国でございふから、その友好関係を損なわない範囲内において私ども言うべきははっきりいふ、そのかわり守るべきは率直に守るというふうに努力をいたしたいと考えております。

○杉元恒雄君 外交問題で権威が認められております外交小委員会の最近の調査によりますと、アメリカの一般国民は、アメリカにとつて死活的に重要な国として、イギリスに次ぎ日本をカナダとともに第二位に挙げています。また、好ましい国としてもカナダ、イギリス、西ドイツに次いで日本を第四位に挙げています。これは最近上昇してきたわけでありまして、米議会などで高まつている反日機運の中で、草の根レベルのアメリカ人の日

本への意識は安定度を増しているわけですが、通産大臣はこの草の根レベルのアメリカ人の意識と米議会のそれとのギャップについてどのようにお考えになりますか。

また、米国の議員は、自分の選挙区のことだけを考へる傾向が非常に強いといふ、そして国際的に公平な判断について心配する向きも日本ではありますが、これとあわせて大臣がどう御認識になつておられるか、御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(田村元吉) 議員が選挙区のことだけを考へるのはいずれも同じでございまして、実は私も、今通産大臣でございふから客観的に物を申しておりますが、私の選挙区は三重県の南部で紀州ミカンの産地であり、私のふるさは牛肉の松阪でございふから、なかなか頭の痛いところもあるわけでございます。

そういうわけでございふが、私はアメリカ国民の、つまりアメリカ人の日本に対する非常な友好的な感情というものと、議会の日本に対する厳しい感情というものは、極めてはっきりとかけ離れておるというふうに思つております。

○杉元恒雄君 次に進ませていただきますが、対外貿易摩擦の激化する中で、我が国の産業構造を国際的に調和のとれたものとし、また現に深刻な影響をもたらしている円高不況を企業が乗り越えていくために、内需型への事業転換や海外直接投資が必要であることは言うまでもありません。しかし、このことによつていわゆる産業の空洞化が心配されていることもまた事実であります。

そこで、以下数点について質問をしたいと存じます。

まず、現在我が国の海外生産比率は四・三%で、アメリカの一七%、西ドイツの一九・三%と比べれば極めて低く、空洞化はまだ心配する段階にはないと言われています。しかし、今のまま推移すると、一年間に資本が前年比一四%ほどずつ海外に出ていき、二十一世紀の初めには日本の海外生産比率は約一〇%になる。こうなれば、空洞

化現象は現実のものとなります。そして、我が国の産業競争力が落ち、国民経済は活力を失い、国民の生活水準も低下せざるを得ない。こうなつてからでは遅いのであつて、そうならないための施策が極めて重要であります。このことについて大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(田村元吉) 海外直接投資につきましては、中長期的に著実に増加するものと見込まれておりますけれども、現在のところ、我が国海外生産比率、御指摘のとおり四・三％、これはアメリカの八三年統計でございますが、一七・三％、西ドイツの八四年統計の一九・三％に比べると、確かに極めて低い水準にございます。でございますから、今にわかに日本の国内生産基盤が弱体化するというふうには考えておりません。

しかし、海外直接投資の伸展は、中長期的な我が国の経済活力を低下させるという御指摘があることも事実でございます。そうした事態が生じないよう、今後とも内需主導型の経済成長、それも高目の経済成長を図りますとともに、新たな技術革新、あるいは情報化の成果を生かすこと等によりまして、産業の新しい発展分野を開拓していかねばなりません。また、多様な雇用機会の創出を図つていくことが基本的に重要であると考えておりまして、このための政策措置については万全を期してまいりたいと考えております。

○杉元恒雄君 親企業が新しい分野に事業転換をするときに、技術的にこれについていけない下請中小企業は、生産高の大幅な減少と、これに伴う従業員の解雇等企業の存立を脅す、そういうことばかりでなく、社会の大きな不安の種にもなりかねないと思つております。このことにつきまして、大臣は対策をどのようにお考えになつておられますか。

なお、このようなときに、私は、親企業が下請に新しい技術を与えることによつて、下請関係になるべく切らずに、技術を下請に与えることによつて一緒に連れていく、こういうふうになるように、親企業の方に何らかの力をかすと同時に、そ

ういうぐあいに行政指導をしていく、できるだけそういうぐあひになつてほしいと考えています。大臣はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(広海正光君) 親企業の事業転換等に伴います下請企業の問題でございますが、今先生が御指摘の下請企業の問題でございまして、今先生が御指導等を行つて、できるだけ抱えていくようにしたらどうかと、こういう御指摘がございまして、私も御承知だと思つておりますけれども、下請振興法に基づきまして、親企業と下請企業が遵守すべき事項を下請振興基準という形で定めておるわけでございます。その中に、親企業に対しては下請企業の要請に応じて技術指導員の派遣あるいは下請企業の従業員の研修の受け入れ等々の対策を講じまして、下請企業の技術力向上のための協力を親企業がやつてもらいたい、こういうことがこの基準に定められておるわけでございまして、私もそれといたしましては、その基準のつとつた形で、できるだけ親企業がそういうことで行動してもらいたいというところで、この基準の普及に鋭意努めているところでございます。

同時にまた、国といたしましては、親企業の構造転換によりまして影響を受けます下請中小企業に対しては、できるだけ構造調整のためのバックアップをしていきたいと、こういうことで、六十二年度予算には下請中小企業の技術あるいは設備面での指導を国が行う、あるいは地方自治体が行うという形で下請中小企業アドバイザー制度というところも設けてございまして、また技術開発のための補助制度あるいは低利融資制度、さらには構造転換のための設備投資促進のための税制措置といった各般の措置を盛り込んでいるところでございます。

○杉元恒雄君 産業構造の転換によつて解雇された従業員の再雇用は極めて困難なものだと思つて、これが中高年齢の者についてはなおさらその感を深くするわけであります。政府は、雇用機会の創出についてはそれなりに努力をしておられる

と思ひます。本法案についても、雇用維持について配慮がされていることが理解できるわけでありますが、しかし、きのうまで北海道の炭鉱で働いていた者を、きょうから東京のホテルでというわけにはまいりません。離職者の再雇用について地域、技術的なミスマッチがいつまでも解決されない状態にいますと、社会的な不安、加えて失業保険等の財政的な負担にもなるんですよ。その解決は極めて重要で、しかも現実的には極めて深刻な問題だと思ひますが、労働大臣の経験を持たれる田村通産大臣、国民はその手腕に大きな期待を寄せているわけでございしますが、この際御所見を伺いたい、こう思ひます。

○国務大臣(田村元吉) おっしゃるとおりだと思います。

○杉元恒雄君 それだけでございしますか。

○政府委員(杉山弘君) 先ほど大臣御答弁申し上げましたように、全体といたしましては、内需主導型の高目の経済成長を図つてまいりました。技術革新なり情報化の成果を生かして新しい産業分野をつくつてまいりますと、マクロ的には雇用バランスは何とか維持できるだろうと思ひますが、おっしゃいますように、地域的とか職種のいろいろな雇用のミスマッチが出てまいります。そういうことにつきましては、やはり労働省におきまして従来から行われておりますような職業訓練でございまして、労働力の流動化に対する対策ということがますます必要になつてまいります。

私もこの法律案におきましては、過剰雇用をできるだけ外に吐き出さないような格好で、企業内につきなごめておくためには、いろいろ通産省としても努力をするということで、各種の措置を御提案申し上げているわけでございしますが、私どもの対策と労働省の対策が相まって実効が上がるものと思ひます。

労働省との間では、次官をヘッドといたします連絡会議等も設けまして、大臣の御指示によつて連絡を密にいたしておりますので、そういう

ことで御指摘のような点が起らないように十分努力をしてまいりたいと思つております。

○国務大臣(田村元吉) 実は、私は労働省は縁の深い役所でございまして、政務次官もやりましたし、大臣もやりました。党の労働もお引き受けしたことがございます。そういうことでございまして、本当のことを言いますと、いろいろ抱負を述べたいところでございまして、今通産大臣という立場でございまして、私が余り自分の考へております労働問題に対する知識をここで開陳するのめいかかと思ひまして、実はそこに労働政務次官がおりますから、そこでちょっと遠慮をしたのでございします。

実は今、産政局長が申しましたが、私はこの不況に対応するために、特に石炭、鉄鋼等にはですね、私が福川事務次官を連れて労働省へ参りました。そして、労働大臣に手をついて、ぜひよろしくお願いしたいとお願いをいたしました。そこで事務次官を長とするハイレベルの協議機関を常置していただくことになりました。大変ありがたいことだと思つております。

私は、実はなぜわざわざ自分が行つて頭を下げたか。それは通産省の役人としては、自分のところの大臣が他省へ行つて頭を下げるのは嫌だと思ふんです。けれど、私はあえて行つたんです。といひますのは、それは労働大臣の経験を持つておるからでございます。労働省というのは、いつも他省庁のしりふき、特に私が労働大臣時代でも、結局通産省のしりふきばかりさせられておりました。そういうこともございまして、こちらからお願ひをするということはいひことだと、こう思つて実は参つたということでございます。労働大臣からは、特にそれじゃというんで、最近人事交流の御提案までございました。本当にありがたいことだと思つております。

そういうわけで、私の考え方を余り述べることはいかかと思つて、ちよつとそつて聞かされたかもしませんが、ああいふ答弁になりましたが、労働政務次官がいなければもうちよつとしゃ

べったんですが、いかにも目の前におったもので
すから、ちよつと御遠慮申し上げたわけで、あし
からずどうぞお許しを願ひとうございます。

○杉元恒雄君 時間が参りましたから。

○委員(前田勲男君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後一時二分開会

○委員(前田勲男君) ただいまから商工委員会
を開きます。

産業構造転換円滑化臨時措置法案を議題といた
します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○田代富士男君 まず初めに、報道によりま
す、御承知のとおり、アメリカの上下両院にお
きまして対日半導体の報復決議がされたことが伝
えられておりますけれども、これによって米政府
において何らかの決定がなされることになるわけ
でございますが、このことをどのように受けとめ
ていらっしゃるのか。また、政府としてその影響
回避についてどのように対応していくのか、
今後の見通しとあわせて伺いたしたいと思います。

また、ここに来て、御承知のとおり円高が一層
進みまして、協調介入の結果、百四十九円台を支
えておりますが、百四十九円を突破したという、
そういうニュースもございまして、この点につ
いて田村通産大臣はどのように展覧していらっし
やるのか、あわせて伺ひたいと思います。

○国務大臣(田村元君) 今の為替レートの水準と
いうものに対して私は非常な危機感を抱いており
ます。何とか早く適正なレートに戻してもらいた
い。しかし、それは努力が必要でございます。G
5、G7で合意されました協調介入、また政策の
協調も合意されたわけでございますが、日本や西
ドイツは内需の拡大に鋭意努力する、アメリカは

財政赤字の削減を図り、経済に強い体質にこれか
ら努力する、そういうもろもろの努力が相まって
適正なレートに戻るということでございますけれ
ども、いずれにいたしましても当面は、第一に協
調介入で守ってもらわなければなりませんし、同
時に、一日も早く日本の実を示すという意味にお
いて、総合経済対策を大きな中身の濃いものとし
てこれを世に出すということが必要かと思ってお
ります。

それから、半導体でアメリカの閣僚会議があつ
て、ところが、まだその内容が掌握できておりま
せん。レーガン大統領がどこかへ旅行中だそうで
ございまして、大統領の承認はまだ得ていないと
いうので、一切外に漏れておりません。しかし、
もうほぼ公表されるんじゃないか。その
中身を見たとどのように対応するかということ
でございます。今、皆目見当のつかない時点
でございますので、あえてコメントは差し控えさ
していただきます。

○田代富士男君 やむを得ない面もあるかと思
います。今大臣が申されましたとおり、今後は
経済的に強い体質をつくるように努力していかな
くならない、それと同時に、日本の総合経済
対策を中身のよいものとして国際的にも示してい
かななくてはならない、こういう今からの展望につ
いてのお答えがございましたが、今のこの円高に
よりまして、国内基幹産業たる製造業が私は国内
から欠落をしてしまう、いわゆる産業の空洞化を
引き起こすのではないかと心配をしております。
すし、大臣も同じ心配をしておりますかと思
うわけなんです。そこで通産省はこの点につ
いて、今懸念されている空洞化の性格をどのよう
な見方をしているかというところをお尋ね
したいと思います。

それは、単に経済発展の過程で見られる比較優
位の現象であり、さほどのものではないという、
こういう見方をされるのか。それとも御承知のと
おり、米国の製造業が見舞われておるような深
刻な現象、適宜的確な投資の欠如と同質のもの

見ていらっしゃるのか、こころあたりの見方をお
示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 例えば就業構造等の面
で申しまして、第二次産業の就業者のウェイトが
徐々に減つてまいりまして、三次産業の就業者の
ウェイトがふえてくるというようなことをもって
空洞化という議論をする方もいらつしやいます
が、むしろこれは、いわゆるサービス経済化とい
うようなことの大きな流れであらうかと思ひわけ
てございまして、また、知識集約化というような
言葉にも示されますように、単にハードだけでは
なくてソフトを含めて製造物の価値を高めるとい
うようなことになってまいりますと、こういう傾
向がますます進むことは当然のことであらうかと
思ひわけてございまして。

ただ一方で、国内の製造業が盛んに海外投資
をして、それで国内の製造業が徐々にウェイトを
減らしていく、こういう面での心配から空洞化と
いうことが議論をされているケースもございま
す。確かに、最近の状況を見ますと、急速な円高
が進んでおりますので、我が国からの海外投資と
いうものもかなり加速化されております。こうい
う面から当然国内におきまします雇用への影響とい
うものも出てまいるといふことは考えられるわけ
でございますが、現在の我が国の海外生産比率は、
最近時点では四割台でございますし、二〇〇〇年
にかかけましても、国内の経済の状況いかにとも
なりますが、およそ一割ぐらゐまで海外生産比率が
上昇する程度ではなからうかというようなことで
ございまして、海外投資によりまして国内の製
造業が欠落をするというようにはならないの
かと思ひます。

ただ、いずれにいたしましても、国内の雇用機
会がそうでない場合に比べれば少なくなるという
ことについては、これは認めざるを得ませんの
で、むしろそういうケースに備へまして、技術革
新、情報化の進展等によりまして新しい産業分野
を開拓いたしまして、産業全体の活力を維持して
いくということは当然のことでございますし、そ

のために通産省としては今後大いに努力をして
まいりたい、かように考えております。

○田代富士男君 昨年の十二月に経済審議会が中
間報告をされておりますが、その一つは経常収支
の黒字幅縮小、二つ目には、内需主導型国内経済
への変革、三つ目には、産業の空洞化に代わり
構造調整をおくらすべきではないという趣旨の報
告が出されましたけれども、通産省の見解に従
いますと、今後の我が国の産業構造の全体像は、今
も新しい産業分野の開拓とかそういうものを努力
していかななくてはならないという答弁がござい
ましたけれども、全体像はどのように描かれてお
るのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

あわせて、その後の円高が予想を超えて急速に
進んでいることから、やはり昨年五月に通産省が
まとめた「二十一世紀産業社会の基本構想」
で示されました新分野開拓のバラ色の未来像の
実現性についても危惧されておると私は思ひます
けれども、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(杉山弘君) 通産省としての将来の産
業構造につきましてはの全体像、これはただいま先
生からも御指摘のございました、昨年五月に発表
いたしました「二十一世紀産業社会の基本構想」
というものの中大体をお示しをしたつもりで
ございまして、ただ、これにつきましては、二〇〇
〇年という先のことでございまして、むしろその
過程におきます、例えばこれから先五年ないし七
年程度のいわゆる中間時点において日本の産業構
造がどうなるのか、こころあたりについて
はかなり現実的な姿として各方面から関心が寄
せられておりますので、この点につきましては、
ことしの六月ぐらゐには大筋をお示しできるよ
うな方向でということ、現在省内で作業を急いで
いるところでございまして。

それから、「二十一世紀産業社会の基本構想」が
出た段階では、まだ円レートもそう円高にはな
っていないからはずで、最近のレートの状況から
すると、このビジョンに盛られておるようなこと
に果たしてなるのかどうか、そういうような御指

摘、これもごもつともであらうかと思ひます。むしろ、ビジョンが発表されてから今日までの急速な円高によりまして、ビジョンで想定しておりました以上に産業構造転換というのが加速化されてきておりまして、それが雇用の面とか地域経済の面に相当大きな影響を与えている。これをできるだけ少なくしていく、そういうことが必要ではなからうかという観点から、今回の産業構造転換円滑化臨時措置法案を御提案申し上げて、二〇〇〇年に向けての産業構造の転換が円滑に実現できるように努力をしてまいりたいと考えております。

○田代富士男君 ただいま大臣から御答弁をいただきましたとおり、今、この円高傾向になお協調介入が求められるところでございますけれども、いざいざにいたしましたも、我が国の産業構造の調整は不可避であると見なければならぬのではないかと思います。

そこで、今回政府が産業構造転換円滑化臨時措置法案を提出されるに至ったのでございますけれども、この法案の内容に入る前に、構造転換の前提となります経済成長についてちょっとばかりお尋ねをしたいと思ひます。

御承知のとおり、前川レポートでは、構造転換のためには四〇％の経済成長が必須条件とされておりまして、六十一年度は、四〇％の政府見通しに對しまして、三％にすら届かないと見込まれております。この問題は、前の委員会等においても何回も質問したところでございますが、六十二年度の政府経済見通し三・五％に對しては、多くの民間機関が二％台を予測しているわけなのでございまして、その達成には否定的な見方がされております。これは御承知のとおりだと思います。

ところで、田村通産大臣は、國際的にも期待された公約となつて経済成長が達成されないのである原因をどのように見ていらっしゃるのか、まずお尋ねをしたい。それと同時に、構造調整推進

のために四〇％達成は不可欠であると思われ、さらには構造調整の成果としても四〇％達成を望みたいが、通産大臣のこの問題に対する見解をあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(田村元吉) 六十一年度三〇％成長を遂げたためには、本年一―三ヶ月に前期比二・六％の成長をしなければならぬと思ひます。その達成は大変厳しいものとなつておることは率直に認めるを得ません。この原因としては、急激な、また大幅な円高ということから、輸出の円手取りが減つておりますし、またその数量も減少しております。外需が減少していることと同時に、また内需につきましても、企業収益の悪化によりまして製造業の設備投資が減少する、特に冬のボーナスが低調であつたということも大きな原因であるかと思ひますが、とにかく個人消費にも陰りが見られた。そういうことでございしますが、よほどの努力をしなければならぬということでございます。

そこで、後段お尋ねの構造調整推進のためには四〇％程度の経済成長の達成は不可欠ではないかというお尋ねでございますが、思い切つた内需拡大策を講ずることによりまして、内需中心のおおよそ四〇％程度の高目の経済成長を図ることは、現下の円高デフレを克服するためのみならず、産業構造の転換を円滑に行つていくためにも必要であらうかと思つております。このために実行力を伴う充実した総合経済対策を早期に策定しなければなりません。先ほど来しばしば申し上げておりますように、この総合経済対策は、本来ならば予算成立時の経済動向を踏まえてということになりましようけれども、今や緊急避難行為として急がなければならぬから、国会の御協力を得て、政府が思い切つた総合経済対策を早く策定するということがぜひとも必要であらうかと、このように存じます。

○田代富士男君 次に、國際的に調和のとれた産業構造ということ言われておりますけれども、どのような産業構造を描いていらっしゃるのか、

例えば國際分業を前提とするような産業構造を意味するのか、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

もしそうであるとするならば、御承知のとおりに資源が乏しく、加工と貿易によつて築かれてきた經濟大國と言われるようになった我が國の分野では、高度の技術を駆使する産業分野を中心とするものになると思ひますけれども、この点に對しての考え方を御聞かせいただきたい。

特に國際的な調和を強調していくことは大変大事であると思ひますけれども、問題は、我が國の利害と國際的な利害の一致を見出すことが一層難しくなつてくるのではないかと。このことを一つの例で申し上げるならば、できのよい子に優秀な家庭教師をつけるようなことにはしらないだろうか。そうすると、我が國の産業構造の転換のあり方によつて、今後考えられない新たな貿易摩擦が生じてくるおそれはないのか。こういうことが心配されるわけでございまして、もし心配しているようなことがあつたらば、どのような産業構造の転換の方向と考へられるのか。ここらあたり将来のこととてございまして、見込んだ上で考へていらっしゃる点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) まず、私どもが考へております國際的に調和のとれた産業構造と申しますのは、現在の我が國の産業構造が、輸出が伸びやすく輸入がなかなか伸びにくいという状況になつております。そういう観点から、比較的競争力が強い産業分野につきましても、国内で物を生産して輸出をするということではなくて、海外に投資をして、海外の労働力その他の資源を使つて一部生産をしていただくことによつて輸出を比較的確やかなものに抑えていく。一方で、競争力の優位が失われつつあるような産業につきましては、国内の産業調整を円滑に進めることによりまして輸入を拡大していく、そういう方向に持っていくかと思つていらっしゃるわけでございまして、

ただ、これだけでございまして、いずれにいたしましても海外投資、輸入の増加とも国内の雇用の機会をそれだけ少なくすることになりますし、産業の活力をそぐことにもなりますので、むしろそれを避けるためには新しい製造業等の産業分野を興していかなければいけない。そうならない限り、これは御指摘のように、これからの基礎的な技術開発を中心としたいわゆる技術先端的な分野というものが中心にならうかと思ひます。

ただ、こういうことだけでまいりまして、また先生御心配のように國際的な摩擦を起こすことになりはしないかという懸念がございまして。また、この製造業の分野だけで国内の雇用全体をバランスとっていくというわけにはまいりませんので、むしろ産業構造の中で内需中心の産業、これはサービスの分野でございまして。サービスの輸出は、これは難しいところから、サービスの産業といひますのはすぐれて内需的な産業でございまして。現在までの、いわゆる物産と申します國民の需要の変化、これは高学歴化、高齢化、さらには女性の社会進出というような事態でますます進んでまいりますので、こういうような社会経済的な変化に對應いたしました新しいサービス産業等を中心といたします内需型の産業を一方では育成していく。そういうことで、全体として、先生御指摘のように資源の少ない國でございまして、経済協力その他をいたしますためには、やはりある程度の黒字は必要でございまして、これは現在のよう大幅な黒字は避け、できるだけ内需を中心とした産業構造に移行していきたい、これが私ども考へております國際的に調和のとれた産業構造の姿であらうかと考へております。

○田代富士男君 次に、この法案の大きなポイントは、何といひましても事業転換の成否ではないかと思ひますが、これまで通産省が取り組んできました中小企業の事業転換策は、努力はされたけれども、必ずしも十分な成果を上げ得なかつたのではないかと思ひます。この点どのような認識を持ていらっしゃるのか、お尋

ねをしたいと思っています。

また、現行産構法に基づく設備処理政策につきまして、昭和六十一年七月現在で見ますと、電解が、目標六十二年三月三十一日に対して四八%、段ボール原紙が、目標六十二年六月三十日ですが五五%、洋紙が、目標六十二年九月三十日に対して六一%、進捗率ははかばかしくないのでありますけれども、この点のように認識をしていらつしやるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

それと、今回の法案は、いわば大企業向けでありまして、その意味からも企業の規模の大きさを生かしつつも、その事業転換を効果あらしめるためには、例えば企業分割とか子会社の設立とかが容易に行われる必要があるのではないかとと思ひますけれども、この点もあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(海正光君) ただいま幾つか御質問がございましたけれども、一等最初の中小企業の事業転換対策の成果につきましてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、事業転換と申しますのは、言うべくしてなかなか実行が難しいというのは事実でございますけれども、現下の厳しい情勢からしまして、事業転換と申しますか、新しい活路を開拓しなければ事業を継続できないという企業もたくさんあるわけでございまして、私どもも、このような情勢のもとにその転換をできるだけ円滑に進められるよう、できる限りの支援をしていこうという考えで各般の措置をとっていることは御高

尚のとおりでございます。そのような考えで、昨年の二月に、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法という法律を施行させていただいたわけでございまして、施行後、ことしの二月末までの約一年間に、この法律に基づきまして事業転換計画の承認を受けた件数は百二十三件ということになっております。

この法律ができる前に、昭和五十一年から約十年間、いわゆる旧転換法というのがございました

けれども、その旧転換法に基づきます事業転換計画の承認件数は、約十年間で二百九十三件でございました。年平均で三十件。それに対して新転換法、先ほど申し上げました法律でございましてけれども、それに基づきます承認件数は百二十三件ということ、約四倍のスピードでこの一年間進んでいるわけでございます。

また、同法によりまして、事業転換というところまでは着手できないけれども、非常に経営危機に直面している中で、同法に盛り込まれております緊急経営安定対策を受けたという認定を受けた件数は一万九千六百十六件、これまでの約一年間に約二万件の認定を受けているわけでございます。この約二万件の企業の中では、事業転換のために、やはりそれなりの準備期間が必要だということ、転換までには立ち至っておりませんけれども、やはり経営の危機に直面している企業がこれだけいらつしやる。ですから、時間がたてばこの中から事業転換へさらに一歩進めていくという企業も相当これからは出てくるのではないかと、このように私も観測しております。

さらに、昨年の十二月に新地域法を制定させていただいたわけでございまして、この法律は、地域を絞りまして、その地域にさらに構造調整のための上乗せ措置を盛り込んでございまして、この新地域法を利用いたしましてまた転換を進めるものもかなり出てくるのではないかと、このように見ているわけでございます。

○田代富士男君 次に、この法案の内容について伺いたいと思ひますが、ただいまの答弁の中にも、事業転換を進めていくとする企業は今から出てくると、このように思うところでございまして、このように思うところ、事業転換の成否を決める国等の責務について伺いたいと思ひます。

第一番目に、今回の政府案においては、特に第二条において、「国及び地方公共団体の責務」について規定するとともに、第三条においては、「情報の提供」についての国の努力規定が設けられて

おりますが、これは、これまでの政府の施策が金融あるいは税制にかけられていたことに対する反省からとも考えられますけれども、この点のようなお考えを持っていられしやるのか、ちよつとお尋ねをしたい。

あわせて、では果たして国や地方公共団体が、転換に必要とされる経営診断等の基礎的要素や幅広い産業知識や情報等をうまく提供し、指導することができるところかどうか、これもまだなるほどというところまではいかず、疑問点が残るところでございまして、具体的にどのようなことを行おうとしているのか、新規に策として用意したものはあるのか、これらの点についてもお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 国等の責務でございまして、第二条で新しい産業分野の開拓でございまして、雇用機会の確保、中小企業者の新たな経済環境への適応の円滑化等の関連施策を講ずるとともに、全体としての国民経済の持続的な成長が確保されるようにということで、実は、この法律で国が直接助成措置を用意しておりますは、国として努力しなければならぬことを書いております。

さらに、特に先生御指摘のように、従来の金融、税制上の助成措置のほかに、むしろ情報提供という形で産業構造転換の円滑化についての国としての果たすべき役割にもかんがみまして、第三条というものを設けているわけでございまして、これにつきましては、従来からも、先ほど御答弁の中で申し上げました「二十一世紀産業社会の基

本構想」のようなビジョンという形でも幾つか具体的な情報提供をしてきておりますが、今後はそういう問題のほかに、海外におきます我が国の企業の事業活動等についても積極的にデータを収集いたしまして、そういうものも提供申し上げるということにしていきたいと思つております。

それと同時に、先ほどまたお答え申し上げましたが、二十一世紀よりもより近間の、いわば二十一世紀への中間過程におきます産業構造ビジョ

ンにつきましても、これも御提供する方向で今鋭意検討をしているところでございます。

それから、先ほどの先生の御質問の中で、産構法の成果の評価についてお尋ねがございました。ちよつと答弁おくれまして失礼を申し上げますが、産構法につきましては、先生御指摘のように、幾つかの業種で基本計画に定めます目標に対するおくれがあるのも事実でございまして、全体といたしましてかなり順調に目標を達成しているというふうに考えております。例えば一〇〇%目標を達成した業種が既に九業種ございまして、八〇%以上の目標達成率ということでカウントいたします。一、二の業種につきまして残念な事態になつておりますが、こういったものにつきましては、これからまだ私も指導のような形で、できるだけ目標が達成されるような方向で努力を続けたいと、かように考えております。

○田代富士男君 次に、特定事業者が鉱業と製造業に限られておりますけれども、これらに限る理由は何であるのか。また、現在のところは鉱業と製造業に限られるとしても、幅広い業種に対応できるようにしておく必要があるのではないかと、これは将来展望として思うんですが、この点に対してのお考えいかがでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 本法の特定事業者を鉱業または製造業に属する事業者に限定いたしました理由でございまして、三つほどございまして、本法は設備の処理というもののからスタートをしておりますが、いわゆる生産コストに占める設備の費用のウェイトが高い業種、これはやはり鉱業、製造業ということになろうかと思ひます。したがって、そういうウェイトの高い設備を処理いたします場合の処理の負担というものも、こういう業種については他の業種よりも重くなるのではないかと。

それから二番目が、今回の円高で大きな影響を受けておりますのは、これらの業種を中心としたして集中をいたしております。これが二番目でご

ざいます。

それから三番目の理由は、この二つの業種は、他の分野の事業者に比べて、国際協調の観点からの産業調整の必要というものが極めて大きいというふうに判断をいたしております。こういう観点から、鉱業または製造業に属する事業者のみを特定事業者として指定できるようにいたしたわけでございます。

ただ、今後の事態の進展あるいはこれ以外の業種というように、これも全く想定されないわけではございませんので、その辺は事態の推移に応じてまた考えてまいりたいと思っております。

○田代富士男君 通産省がとってきた今日までの構造改善事業と、今回とうとうとされているこの事業とはちよつと異なっている点があると思ひますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

これまでは御承知のとおり、業種指定というように、何といひますか、業界ぐるみ、すなわちカルテルの結成によらなければ構造改善の効果は望めないという、こういう考え方で構造改善の事業を推進してこられたと思ひますが、今回の法案ではどうかといひますと、主務省令において定める特定設備を事業の用に供する特定事業者が、その特定の設備の処理のための事業適応計画を主務大臣に提出するのは個々の特定事業者の自主的判断にゆだねられている、このようになつておりますけれども、どうしてこういうことになつたのかといひますと、まずその理由をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 先ほど来申し上げておりますような、急速な円高を中心とした内外の経済事情の変化に対応いたしまして、産業調整が必要とされる業種におきまして各事業者の判断というものがこれまでとは大分変わつてきているように私も見ております。鉄、造船等の例にも見られますように、むしろ各社とも自社の生き残りをかけまして相当切った合理化計画を立案をしておられます。これまでのように、国が全体として

してその業種の立ち直りを図るために計画をつくつて、設備処理の目標等をお示ししなければならぬというふうなことはなく、各事業者の市場機能に基づきます自主的な判断でそれぞれお決めになるようなのが、最近の一般的な状況ではなからうかと思ひます。

そういうふうな状態に即して考えますと、国として考えた場合に、過剰状態が長く続くと思われるような設備を指定いたしまして、その該当する設備について各事業者の自主的な判断に従つた設備処理計画及びその際の過剰雇用等を吸収するための事業転換計画、こういった各事業者の自主的な判断を尊重するということが十分目標は達成できる、そういう考えから従来のような業種指定ということとをせざるに、設備指定というふうなことにとどめた次第でございます。

○田代富士男君 ただいまお答えをいただいたのは、事業者の判断がこれまでと変わつてきているという点を御説明いただきました。それは自社の生き残りを考えた立場での合理化を立案しているし、そういう立場で自主的な判断をするということとを尊重しているんだというふうな態度、そのためにこういうことになつたんだという、こればかりですけれども、そのために私はちよつと心配な点があるわけなんです。

それは今も申し上げたとおり、特定設備の処理のための事業適応計画を主務大臣に提出するのは個々の特定事業者であるわけなんです。その事業計画書を提出すべき企業相互間で、業界における、言ひなれば生き残り、あるいは相手がある作業をしたら自分が生き残れるぞというふうな、そういう生き残り、あるいはシェアの拡大をもくろんで牽制作用が働くのではないかと、こういう点が心配されるわけではございませんか、そういうことになりまして、今回のこの目的とされた意図と反することになりまして、産業構造の円滑な転換という所期の目的は達成されないと思ひますけれども、尊重されるのはよいけれども、こういう心配な面がありますが、どうであるのかとい

う、これお尋ねしたい。それと同時に、事業転換のみでは承認しないというが、しっかりと雇用対策あるいは就業機会が保障されれば、事業転換のみでも対象とすべきではないのか。設備処理を前提とする理由をあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) まず第一点でございますが、競争が激しいので、企業相互で牽制を合つて、実際に設備の処理等も進まないおそれはないか、こういう点につきましては、我々立案の過程では十分検討もさせていただきました。

先ほど申し上げたことの繰り返しになるようにでございますが、実際の最近の企業の行動を見ておきますと、例えば、直ちにこの本法の対象になる場合におきましても、審議会での設備処理の目標は二〇〇程度というところではございますが、むしろ社によりましては、それよりも大きな設備能力を処理するといふような計画も進められておりますし、鉄鋼でも高炉各社については既に合理化計画が出そろつたといふような状況でございます。

ただ、これから対象設備の指定をいたしますが、その中には、先ほど先生がお話のように、産構法のようなことで一部の業者の動きによって全体の動きが攪乱されるケース、こういうものが全く生じないといふことでもなからうかと思ひますが、そういう場合につきましては、現在の産構法でも法的に強制するといふ権限がないわけではございまして、行政指導等によらざるを得ない。そういうことを考えてみますと、今回の法案では、各社の自主性に任せるというところで十分で、もし攪乱的な動きが出てまいりましたら、そこはやはり行政指導という形で、全体がスムーズに進むような形で持つていくような努力はすべきである、こういうふうな考え方をしております。

それから、設備処理を伴わない事業転換計画につきましても対象にすべきではないか、こういうお話でございます。産業構造転換を進めるといふことから、あるいはそういうことも必要かと存じ

ますが、むしろ私どもは、この設備処理の過程で出てまいります雇用対策という観点から助成対象を絞らせていただいたわけでございまして、設備処理をし、それに伴つて過剰になる雇用の行き先をつくり出すために新しく転換をされるこういう方々を、むしろこの法律によります金融、税制上の助成措置によつてその新分野進出を容易にして差し上げよう、こういうことでございまして、設備処理を伴わない場合まで本法の対象にするのはいかがかと、こういうことで対象から除いた次第でございます。

○田代富士男君 時間もありませんから、ちよつとそこあたりひつかかる問題がありますけれども、次に進みます。

特定設備、第四条第二項についてお尋ねをしたいと思います。まず最初に、主務省令で定める特定設備とは何であるのか、また高炉などがそれに含まれると思ひますけれども、その他はどのような設備が考えられるのか、産構法指定業種との重複はあるのか、さらに一たん主務省令で定められた特定設備が、その指定が解除されるケースもあり得るのかどうか、その場合どのような対応がなされるのか、まとめてお答えをいただきたいと思います。

また、法案によりますと、特定設備として指定される場合、需要の減少あるいは生産能力の余剰等、長期にわたり継続することが条件とされておりますけれども、具体的な基準があつたならばこれを示していただきたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 特定設備の指定の要件は、法案の四条の二項に書いてあるとおりでございます。

詰めて申し上げますと、構造的な理由によつて過剰設備になつてゐるものではない、こういうことでございまして、どういふものが対象になり得るか、これはまあ各業種の実態を現在精査中でございまして、それに基づいて最終的に法律が施行になりまして、早急に決めさせていただきますと思ひます。

おりますが、先生おっしゃいましたような業種以外では、例えば非鉄金属関係さらには繊維関係でもあろうかと思ひます。ただ、他の設備処理に關します法律の対象になつてゐる業種もございませう。御指摘の産權法、それから今回造船業につきましては運輸省から別の法案が提出をされておりますが、そういうものにつきましたは、個別の法令によつて設備処理をやつていただくということになりますので、本法で二重に指定するというのは現段階では考へておりません。

それから構造的な過剩状態と申しますのも、この本法の有効期間が九年でございしますので、その間、あるいは設備処理が急速に進んで構造的な過剩状態が解消するといったようなことも考えられると思ひますが、そうなりました場合には、状況をよくフォローいたしますして、設備指定の解除をするということも私ども考へてゐるところでございませう。

○田代富士男君 次に、事業適応計画についてお尋ねをしたいと思います。まず最初に、事業適応計画の策定に当たりましては「従業員の地位を不当に害するものでないこと」、これは第五条に規定されてございませう。これは非常に重要なことでありますが、具体的にどのようには保障し、確保するのか、お答えをいただきたいと思ひます。

第二番目には、特に事業適応計画に事業転換計画が含まれない場合、また例えば事業転換計画が含まれてゐたとしてもその規模が縮小する場合、従業員の地位を不当に害することなく、いかに確保するかは非常に難しいと思ひますけれども、この点は労働省の施策であるいわゆる三十万人雇用開発プログラムとのリンクを図ることが重要でありますけれども、具体策をお尋ねしたいと思ひます。

面に盛り込まれるべきであると思ひますが、この点は労働省にお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) それでは、三点の御質問がございましたが、私どもに關係いたします最初のご二つにつきまして御答弁を申し上げたいと思ひます。

「従業員の地位を不当に害するものではない」という承認基準がございませう。これでどういふことを判断するかということになります。私どももいたしましては、その事業適応計画等が計画立案の段階で關係の労働組合等と十分に話し合ひが實質的に行われたかどうか、またその計画の本身について従業員の雇用安定のための配慮が払われたものであるかどうか、こういう点を十分に審査をいたしまして、こういう点について不十分だといふ場合には承認をしないつもりでございませう。

また、設備処理だけで事業転換計画がない場合どうするか。これは設備処理に伴つて過剰雇用が生まれても、その過程では事業転換によつて雇用をつなぎとめるということができないわけでございます。極めて残念な事態でございませうが、場合によつてはやむを得ない。ただしこの場合でも、離職される従業員の方々については、その再雇用等について十分配慮がされなければならぬと思ひますが、こういった点につきましては、御指摘の、労働省が現在お考へになつておられます三十万人雇用対策等におきまして、職業訓練、再就職の促進、その一助といたしましては、私ども特定地域におきまして新しい雇用機会確保のための第三セクターの事業とか、企業の設備の新増設に対する助成ということでも少しでもお手伝いをしていきたい、こういうことで考へてゐるところでございませう。

○説明員(松崎朗君) 三点目について御説明申し上げます。

企業が労働者の雇用の安定を図りながら新しい経済環境に適応していくということのためには、御指摘のとおり、労働者の能力開発が非常に重要でございませう。そういったことで、従来より労働

省では、業種指定はございませうけれども、雇用調整助成金制度でありますとか、また生涯能力開発給付金制度といったような制度を活用いたしまして、企業が労働者の能力開発をするようにということで積極的な指導援助というものをやつております。したがしまして、本法案に基づきます事業適応計画に基づきまして企業が事業転換等を行う場合におきまして、従来どおり通産省と連携をとりながら、新しい給付金を含めましていろいろな制度を活用するよう、事業主に対して積極的に指導というものをしていくことにしております。

○田代富士男君 時間がまいりましたから、最後ですけれども、独禁政策との調整についてお尋ねをしたいと思います。第九條に「承認の申請を受理した場合において、必要がある」と認めるときは、その申請書の写しを公正取引委員会に送付する」とありますけれども、必要がある」と認めるときとはいかなるときであるのか。

第二番目には、主務大臣が必要があると認めるときでなければ公正取引委員会への申請書の写しの送付はなされないことになっておりますけれども、これでは独禁政策との調整について目こぼしが出たり、おくれることが起きるのではないかと心配いたしますけれども、この点はどうかであるのか。

それと最後に、本法の施行に当たる田村通産大臣の決意をお聞きいたしまして私の質問を終わります。

○政府委員(杉山弘君) 九條一項についてお尋ねがございましたが、この条文は、先生先ほど来御質問の中でたびたび挙げておられます産權法と同じ規定でございませう。まず、そういう意味から、現在までの産權法の運用について申し上げてみますと、事業提携について承認申請を受けましたものが四十四件ございませうが、そのうち三十三件を公正取引委員会に送付をいたしております。事業の提携をいたします事業者のシェアがぐくむかな場合というふうなことになるまいかと、こ

れは独禁法との關係におきまして明らかに問題がないと思はれるケースでございませうので、そういう場合についてまで公正取引委員会に申請書の写しを送付すると、そういうことは必要ないんではないかという観点からこの規定が設けられたものと思はれます。

したがしまして、先ほど申し上げた産權法の運用の四十四件中の三十三件以外、約十一件ございませうが、これについてはそういう問題がないといふように私ども判断をいたしました。したが、これも実は運用上は事前に公正取引委員会と事実上お話をいたしまして、こういうことなので正式の送付はいたしませんということをお申し上げてやつていないということもございませうので、ほぼすべての件について正式の送付ではないにいたしまして、實際上公正取引委員会とは連絡をしております。この本法の九條一項の運用につきましても、私ども同じようにやつてまいりたいと思ひております。

○國務大臣(田村元君) 最近の円高のさらなる進展によりまして、雇用、地域問題と、一層深刻になることが予想されます。このような状況のもとで、通産省といたしましては、抜本的な内需拡大、ファンダメンタルズを反映した適切な為替レートの実現等に最大限の努力を尽くしますとともに、本法に基づく対策を、中小企業関連施策や労働省と關係省庁の施策とも緊密な連携をとりつつ積極的に講ずることによりまして、雇用や地域問題の悪化を防止し、國際的に調和のとれ、かつ活力に満ちた我が國産業構造の構築に向けて努力してまいる所存でございませう。

○市川正一君 本来この法案は、いわゆる日切れ法案といつたたいぐいのものではなくて、必要な時間もかけ、十分な審議を尽くすべき重要な案件であると考へます。わずか数時間で、私どもの会派に至つては二十三分というような制約された枠内で審議するようなものでないかということを私は冒頭指摘しなければなりません。

そのことを前提に、昨日来の論議も踏まえつつ

以下の質問を行うものでありますが、まず、田村大臣とは昨日のお約束のやりとりもあり、冒頭一点だけ承りたいのです。と申しますのは、大臣は昨日私の質問に答えられて、銀行や商社などのいわゆる為替投機は目に余るものがあるというふうに述べられました。ところで本日、朝日新聞の朝刊を見ますと経済同友会が土地、株式などの投機、いわゆるマネーゲーム的な財テクを自粛するよう提言いたしておることを報じております。余りのひどさに、財界内部からもさすがにこういう自省の声も出ていることは注目すべきだと思ふであります。

そこで昨日の、目に余るものがあるというふうにおっしゃった田村大臣に、私の提案であります。政府として、こういう経済運営に大きな影響を来す為替投機についてはその実態を調査していただきたい。第二は、特に悪質な企業については、その内容を公表するということなど具体的な対策をとっていただきたい。この二点を私として要望したいのであります。大臣いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(田村元君) 私が申し上げましたのは、俗に言う機関投資家のことでございます。貿易関係の業者につきましては、通産省で幅広く調査をいたしました。これは動きはほとんどありません。問題は、新聞にも出ておりますように機関投資家の問題でございます。

私は現に、機関投資家と言われる人々何人かに会いました。その人々の為替市場に対する対応というものの生の声を、一杯飲みながらの話ではありますけれども、私の知り合いの者などに聞いてみただけです。聞いてみましたが、やはり相当なことがあるように思われますが、ただ、機関投資家と言われる人々は、これは通産省所管じゃないんです。大蔵省所管なんです。でございますから、私から大蔵省に対して、あなたからこういう御質問があったと、御要望もあつたということをお伝えいたしたいと思ひます。通産省の所管はさすがに妙なことはいたしておりません。

○市川正一君 私が言っているのも、また経済同友会が言っているのもこれは企業です。企業経営について言うているのであつて、私は、大臣がその点はやっぱり目をそらすんじゃないに、もう一度改めてやはり実態を調査していただくことを重ねて要求いたします。これはきょうの本論ではあつて、それから、引き続きこの問題はとことん明らかにしたいと思ひます。

さて、法案について伺ひたいのであります。今までのいわゆる特安法また産構法では、平電炉、アルミ、合成繊維、石油化学、造船など、いわば業種指定をしてあります。そして主務大臣による合理化計画のもとで設備廃棄等を実施してきたんですが、今回はなぜこれが特定事業者による特定設備の処理にした方式をとつたのか、私は対日批判などの外圧によるものかと思ふんであります。その点いかがですか。

○政府委員(杉山弘君) 産構法のように業種指定をとらず、設備指定にいたしました背景でございますが、急速な円高を中心としたします内外の経済情勢の変化に対応するために、過剰設備を抱えておる企業におきましてはむしろ積極的な合理化策が立案をされております。

産構法等におきましては、御案内のように政府が業界全体についてどう構造改善をすべきかというところにつきまして、設備処理を含めて包括的な計画をつくりまして、それを指針として、また自主的な設備処理の努力だけでは不十分の場合には、合理化カルテルの指示等もするというような建前をとつておられるわけでございますが、最近のようにな状態になってまいりますと、政府としてそこまで積極的な対応をしなくとも、むしろ市場原理のもとで各事業者の自主的な判断で十分な設備処理が可能である、こういう判断に立ちまして、業種指定をせずに、単に過剰設備の指定、特定設備の指定というものをするとどめた、こういうことでございします。

○市川正一君 具体的に聞いていきますが、第四条二項の「特定設備」を定める基準の中身はどういうことなんですか、明確にしたい。○政府委員(杉山弘君) 法案では四条の二項で三つの要件を定めておりますが、設備の能力が必要に對して過剰になつておる状態が長期にわたつて継続するところが見込まれる、いわば構造的な過剰設備状態というものを認めておる設備を「特定設備」として指定することにいたしました。したがつて、まずその設備を用いて生産されます物品についての需要が、過去一定期間において一定比率以上減少しているかどうかという判断が必要でございします。また設備の生産能力が過剰かどうかというものは、例えば稼働率等が一定期間にわたつて適正稼働率を下回つておる、一定以上下回つておるというふうなことも判断をいたさなければならぬと思ひます。また、そういう状態が景気変動の一次的なものではなくて、かなりの長期間にわたつて、この法律では、法律全体の期間が九年でございします。少なくとも三年とか五年とか、かなりの期間にわたつて過剰状態が継続する見込みがあるというふうなことから判断をしていきたいと思います。

ただ、そういう基準に該当するものについてすべてここで指定するということではございしませんで、例えば産構法等で、既に他の法律体系で設備の処理等が行われているようなもの、さらには、中小企業性の高いような業種につきましては、中小企業の事業転換法その他で対策を講ぜられておりますので、そういうものについては本法の適用にあてておるまでもないというふうなこともあわせていろいろ考へて、法案が施行になりましたら早急に設備を指定したく、現在各業種の実態を精査中でございます。

○市川正一君 私は具体的に基準を示せと言つておるんで、一定の基準とかそういうことなら、何を聞いておるかわからぬじゃないですか。

私が承知しているのは、需要が例えば五割以上減少し、五割ないし一〇%以上の生産能力が過剰で、その状態が三年から五年続くものなどを想定してあるというふうに理解してあるんですが、そ

ういうことでいいんですか。

○政府委員(杉山弘君) 確かに、私も今先生がお挙げになりましたような数字を頭に置きまして内部で検討しておりますが、まだこれは検討過程の数字で、ここでそういう基準で具体的に指定いたしますというのを申し上げるまでに確信が持てなかつたもので、一定の比率というふうなことを申し上げたわけでございますが……

○市川正一君 大体こういうことですね。

○政府委員(杉山弘君) 内部ではそういうことを頭に置きながら検討をしておりましてございします。

○市川正一君 そういうふうに初めから言うてくれぬと困ります。そこで何うのは、例えばこういう腹づもりの基準からいうと、高炉、転炉、圧延設備というのを見ますと、これは鉄鋼業ですね。そうすると、鉄鋼といえは我が国のいわば輸出品目で常に一、二位を金額で占めております。輸出比率は三十三数%、いわば花形産業。その粗鋼生産量が大体九千六百万トンから一億トンです。それが九千万トンというところに相なつた。言うならば五割ないし一〇%落ち込んだだけでこれが対象条件を満たすことになるわけですね。

つまり五割以上の需要の落ち込み、生産能力過剰で救済されるのに対して、ならば中小企業の方はどうかというところを見ても、中小企業の円高対策は、去年二月のいわゆる新事業転換法で売上高が二〇%減少している業者だけしか対象にしないというのと比べると、極めて格段の優遇策ではないかと思ふんですが、そういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(杉山弘君) 先ほども申し上げましたように、先生おっしゃつたような具体的な数字を頭に置いておられますが、そういう状態が一定期間、三年ないし五年というふうな中期のことを私御答弁申し上げたわけでございますが、そういう期間にわたつて継続する見込みがある、こういうことでございします。むしろ中小企業等の場合に

は、円高等によります一時的な現象として相当急速な落ち込みがあったものを対象にするということと、そこらあたりは性格がちよと違うのではないか。したがって、同一に論ずる必要もないのではないかとこのように考えるわけでござい

す。
○市川正一君 頭にあるか腹にあるかは別として、思惑は期せずして出てきたわけです。しかも、私はつきりさせたいのは、今回の産業構造円滑化法案の第一条の「目的」の中には、特安法あるいは産構法の「目的」のところ明瞭に述べておりました「雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に配慮」というのが欠落しておる、なくなっておる。その上に、第二条の「国及び地方公共団体の責務」として、「雇用機会の確保、中小企業者の新たな経済的環境への適応の円滑化」を義務づけております。これでは鉄鋼とか非鉄金属などの大企業の設備処理に基づく人減らし合理化あるいは関連中小企業や下請を切り捨てていく、これを促進させるものというふうに言わざるを得ぬのです。しかも、あとは十二条の三項、それから四項のところ国や自治体で面倒見てくださというんでは、これは大企業の社会的責任を全く免罪する、言うならば欠陥法じゃないかというふう

に私は思うんですが、この点いかがですか。
○政府委員(杉山弘君) 先生十分御存じの上おっしゃっているんだと存じますが、たしか御指摘のように、特安法、産構法では、一条に雇用への配慮、中小企業への配慮というのが目的規定の中に入っております。

ただ、その際には、私も今回御提案しておりますような第二条に相当するような規定は存在しないわけでございます。むしろ私も、雇用の安定、中小企業の経済環境への適応の円滑化ということに特に配慮をする必要があるということと、その他の配慮事項とあわせて、この新しい二条では、「国及び地方公共団体の責務」ということで、より具体的にその必要性について規定をした条文を設けたわけでございます。したがいま

して、規定の仕方は産構法、特安法とは違っておりますが、むしろ私もいたしましては、気持ちの上では産構法、特安法以上に雇用の問題については配慮し、中小企業問題についても重要視したつもりでございます。

○市川正一君 第一条の目的条項にそれが消えているというのが重大だと思ふ。あなたのおっしゃる第二条というのは、「国及び地方公共団体の責務」というところ。国や地方公共団体が、大企業がいろいろ今円高不況や何かで困っておる部分について面倒を見るという、そういう条項なんですよ。だから、全然意味が違ふんですよ。十分承知して私はそういう意味で質問しているんですよ。

そこで聞きたいのは、例えば新日鉄の場合、今日一万九千人の合理化による影響というのは各方面に今広がろうとしております。釜石に行つてまいりましたが、同市の六十年度の税収が五十一億円で、その約三割を新日鉄が占めております。そこで今回の合理化がもしやられると一万人以上の人口減になるおそれがあり、市の職員だとかあるいは小中学校の教育施設の四分の一以上を削減しなければならぬということが、現地の朝日新聞でも報道されております。大きな社会的問題になっております。そうしてみると、こういう問題の後始末を自治体にしわ寄せをするというのが結局第二条以下の規定に相なっております。ほんじやないんですか。

○政府委員(杉山弘君) 第二条におきましても、まず一項では国の責務を規定いたしております。第二項では地方公共団体が国の施策に協力するように努めなければならないということを書いてございまして、あくまでもこの第一義的な責務というのには国にあるというのが私の基本的な考え方でございます。

○市川正一君 どんどん問題の指摘をしながら進んでいきますが、私はそれだけではないと思うんです。例えば十四条見てください。十四条でいきますと、「施設の整備」ということがありますが、特定地域の経済安定や発展のためにということ

で、工場等の新増設、新分野開拓事業の円滑のため、十四条は国や自治体に必要な工場用地、工業用水道などの施設整備を義務づけております。本委員会が去年の秋に、前田委員長以下調査に参りました住友金属和歌山製鉄所の場合です。ここをいろいろ私もかわり合いがあるので調べてみました。この住金の和歌山製鉄所に対して和歌山県や和歌山市は、工業用水を中小企業がトン当たり七円の当時に、半分の三円五十銭という格安の優遇をいたしておりました。さらには、住金は、スラグ処理場などの工場拡張を、公害防止のためだということで三千億円の計画で海岸を埋め立ててつくりましたが、県や市もこれに全面的に協力をしました。こういうふうな自治体側は至れ

り尽くせりのサービスを尽くしてきておるんですね。ところが、今度の合理化計画あるいは生産の縮小、さらには撤退も伝えられておりますけれども、これによる地域社会に大きな影響を及ぼす、言うならば食い逃げ的な企業活動という場合に、なおかつそれでも自治体が工場等の新増設、新分野開拓事業のために整備をしてやらなければならぬということをお私には和歌山の例からもあえて言いたいんですが、政府の方の御見解はいかがですか。

○政府委員(杉山弘君) ただいま御指摘のございました和歌山のようなケースで、もう既に存在をしておりますいわゆる産業インフラによりまして十分新しい企業の立地なり既存企業の設備の増設等が可能な場合には、あえてこの十四条が必要になつてくるということではございませんで、むしろ新しく対応を講じないと、従来あります産業とは違つた種類の産業がそこに立地するには不十分であるという場合には、国、地方公共団体でもそういう問題について努力をしなければいけない、そういうことで規定を置いたわけでござい

ますので、したがって、従来ありますような施設が、従来の企業の縮小によつて余裕ができていて、新しく対応をしなくても十分やっていけるんだと、そういう場合には特別必要はなからうかと

思いますが、そうでないようなケースも相当あると思ひますので、そういう場合に備へての規定でござい

○市川正一君 ところが例えば、じゃその住金に今どんなことをやっているかということの一つの例であります。合理化が進む中で出向問題が出てくるわけですね。その際に、住金が全額出資して住金と和歌山ゼネラルサービスという、いわば出向を受け入れるような会社がつくられております。スタート時点では、これは三十二名で四業種であつたのが、六十年には三百五十名そして十六業種、現在は二十一業種で数百名という強大な体制になつておりますが、ここに広告を持てまいりました。その事業内容というのは、新築、増築、内外装さらには造園、車検、クリーニング、シルク印刷等々のいわば事業を行つてゐるわけですね。そうしますと、これは単に企業内のことではなしに、和歌山の市内から直接こういう仕事をとってくる。そうしますと、地元の関係の零細業者にとつてはその営業権、生活権をも脅かす事態になつてきておるわけですね。私はこういう事態を放置してはならぬと思うんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(杉山弘君) ただいま御指摘の住金と和歌山ゼネラルサービスにつきましては、他の委員会でも御質問があつたというふうな承知をいたしておりますが、御指摘のようなケースにつきましては、まずこの法律の運用の段階におきまして、そういう他の中小企業者の事業活動に大きな影響を与えるような事業転換計画でございましたら、それは私どもの承認の際に十分配慮をするつもりでございます。

また、念のために申し上げる次第でございますが、大企業ないしはその子会社の中小企業の事業分野への進出の問題につきましては、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律、いわゆる分野調整法という法律がございまして、ここで調整ができることも当然のことでございますので、こういった法律

の運用なり他の分野調整法の運用というようなことで、御指摘のような問題については十分対処が可能ではないかというふうに考えております。

○市川正一君 時間が参りましたので、もう一問申し上げて終わりたいと思いますが、今の点では、住金ゼネラルサービスについては実態調査をやっていたかと思いますが……

○政府委員(長瀬要石君) ただいま先生から御指摘がございました住金と歌山ゼネラルサービスにつきましましては、私もある程度実態は把握をいたしているところでございますが……

○市川正一君 ここで詳しいことはよろしいけれども、調べて私の方へ知らしてくれませんか。それで結構です、もう時間がおまへんので。

○政府委員(長瀬要石君) それでは先生の御指摘に従いまして、できる限り実情、事実関係につきまして調査をさせていただきたいと思っております。

○市川正一君 お願いいたします。

私、最後に大臣にも要望したいんですが、こういういろいろな大企業の今の行動について、去年の十二月十八日、本委員会でも、自治体からの優遇措置を受けてきたという大企業や誘致企業の食い逃げの行動に対して、社会的責任を果たさせるべきだということを要求いたしました。杉山さんはそのときに大きな関心と努力を払っているということを述べられたんですが、私は、今こそ必要な対策を、こういう法案をお出しになるような状況なんですから、具体化すべきであるということとを、重ねてこの際所見を承って質問を結びたいと思っております。

○国務大臣(田村元君) 重要な問題でございますから、よく勉強いたします。

○井上計君 本法案についてはいろいろとまだ問題点もあるように感じます。必ずしもベストというふうには考えておりませんが、しかし、現在の経済状況また特定産業の状況等からまいますと、一日も早くこの法律が施行されることが好ましい、このように考えておりますだけに、急いで提案された通産当局に対しては敬意を表して

おきます。

そこで、若干お伺いしたいと思っておりますが、けさほどの質疑の中で、杉山局長から当面本法案施行によつて考えられる特定企業は、鉄鋼、造船あるいは合繊、非鉄等々お話がありました。近い将来といいますが、またこの程度では済まないであろう、こういうふうには感じらるんですが、この後になお統一して特定企業として指定されるような業種はどのようなものをお考えになっておられるのか、お考えになっておられますかとお伺いしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) けさほど来の御質問の中でお答えをいたしましたのは、例えばというふうな趣旨で申し上げたわけでございますが、そういうものに限定をするという趣旨ではございませんで、むしろ広く各産業の実態を調べまして、特定設備として指定する必要があるものがありましたら、これは弾力的に指定をさせていただくつもりでございます。

ただ、先ほど御答弁申し上げましたように、これはあくまで一般法ということでつくっておりますので、設備処理につきまして個別の他の法令がありますような場合には、そちらで優先的にやっていたらどうかということも当然であろうかと思っております。そういう意味でございますが、かなりの分野については、例えば中小企業の事業転換法等の対象になるような業種もございまして、むしろそういう他法令の対象になり得ないような分野を中心として今私ども調査をいたしております。したがって、そういう調査の範囲内におきまして、要件に合うようなものにつきましたは、繰り返して恐縮でございますが、弾力的に指定させていただく、こういう方針で臨みたいと思っております。

○井上計君 もう既に急いでというふうな業種と、それから当然このように特定業種にして事前にといたしますが、早く手を打つべきというふうな業種がかなり最近多くなつておる、こう考えますので、それらの点についても十分御考慮をいただきたいというふうに、これはお願いしておきま

す。

そこで、昨年十二月に施行されました特定地域中小企業対策臨時措置法の指定地域と今度の特定地域とが当然のように重なつて、重複するといえますが、同地区指定というものと、あるいは今度の特定地域だけが別に指定されるというふうなものと分かれるであろう、このように考えるんですが、今のところでは大体どうでしょう、特定地域と指定地域とこの二つはやっぱり幾つか出てくる可能性がございまして、どうですか。

○政府委員(杉山弘君) むしろ本法のみの特定地域として指定される地域というものが出てくるというところは、私も現時点では考えておりません。地域対策では、特定地域中小企業対策臨時措置法では地域の中小企業の対策を、この法律では第三セクターなり当該地域への企業の増設というところを通じて地域経済の振興なり雇用機会の確保ということでございますので、二つの法律が一緒になつて初めて効果が出てくる。そういうことで、同一に指定をするというのを考えておりますので、現在の中小企業の対象地域になつていないところについて、あるいは今後指定の御希望等がある場合には、この両方の指定を同時に行うような方向で考えていきたいと思っております。

○井上計君 それを承つて了といたします。というの、もし万が一この特定地域だけの指定になつた場合には、中小企業の地域指定のところと違つて、中小企業対策について格差が出るおそれがある、このように考えたものですからお伺いしたわけですが、今の局長の明快な御答弁で、この点については大変安心をいたしました。それらを伺つておりますと、既に先ほど同僚議員からの質問もありましたけれども、産業基盤整備基金に対する予算が百億程度というのは大変少な過ぎる、こんな感じがしてならないんです。今後これは積極的に御努力いただいて大いに増額をしていかなくては、せつかくこの法律が、言えれば隔靴搔痒とまではいきませんが、そういうふうな感じになるおそれもあるのではなから

うか、こんなふうに見えるんです。これはひとつ大臣に特段にまた今後御努力をいただきまして、この予算についての増額を大いにお考えをいただきたい。これはお答え結構でございます。

そこで、難しいことではありますけれども、従来、戦後、長厚重大型の産業の発展によつて今日をもたらし。しかし、この長厚重大型の産業の現状、さらに将来がこのようになつてくる。といつても、いつまでも軽薄短小型の産業が発展するかどうかという、必ずしもまたそうでもないというふうな状況にあるわけですね。特に中小企業にとつては、将来の産業構造あるいは将来のそれだけの産業の前途に不透明感、不安感が非常に強いんです。もう今大変だと思ふんです、円高の関係もありまして、何か的確なというところ、経済は生き物でありますから難しいんですが、通産省がそういうことに対しての将来の見通しというふうなものをもう少し何か明確に打ち出して、そういうふうな人に対する期待と安心感というふうなものをご指導するの必要に今や本当に迫られておるんですが、どうでしょう、そういうふうなことについて何か指針をお出しになるようなお考えはありますか。

○政府委員(杉山弘君) 二十一世紀を展望してというかなり長期の姿につきましては、私どもの「二十一世紀産業社会の基本構想」なり企画庁の経済審議会経済構造調整特別部会等のレポートで出ておりますが、むしろもう少し近間のと申しますか、一九九三年ぐらい、今から六、七年先、ちょうど二〇〇〇年への中間段階ぐらいにおきます産業構造の具体的なビジョンというものを示してもらえないかという声も私どもの方にも各方面から寄せられております。

現在、機械情報産業局それから基礎産業局等におきましては、具体的に幾つかの業種を挙げましてビジョンの検討も行われておりますので、そういうものの成果を踏まえまして、二十一世紀への中間段階におきます産業構造ビジョンを、できますればこの六月ぐらいに大筋お示しできるような

方向で現在省内で作業を進めているところでございます。ただ、これも具体的に業種の分類をどこまで細かくしようかという点になってまいりますが、いろいろ問題もあらうかと思いますが、できるだけ具体的な案をお示しできるようにということとして作業をいたしておりますのでございます。

○井上計君 本法で、この特定事業者等に対しては、各種の税の特別助成、租特等によってのいろいろな調整がなされるようになっておりますけれども、率直に言って、少々のことではなかなか効果が薄いのではないか、こんな気がするんです。だから、特別償却等についても一五％、それからこの特定地域が二二％ですけれども、大体今の我が国の機械設備等に対する法定耐用年数が実は長過ぎるんです。現在の産業界の実態に全く合っていない。これは大蔵省の問題ですけれども。特に予想される業種、鉄鋼あるいは造船等の設備は、たしか長いのは十五年ぐらいのものがあつたはずですね。大体十三年、十一年であらう、こう思うんです。だから、この長い耐用年数のものに對する特別償却が仮に一五％、あるいは特定地域二二％になつても余り効果がない、ないとは言いませんが、薄いという気がするんです。

だから、これは本法だけの問題ではありませんが、今後ぜひ、このようなあらゆる機械設備等々の法定耐用年数の短縮については、従来もいろいろと御努力いただいていることは承知しておりますけれども、もっと積極的にひとつ大蔵との間で、これは大臣の出番だと思ひますけれども、御努力をいただかないと、このようなものについての特値等々の効果がやっぱり薄くなつてくることを考へる。

それからもう一つは、例の残存価額の問題にしても、本来は償却した残りがさらに五％残存価額があるなどということは、企業経理からいうとおかしいんですね、税制上は当然だと大蔵省は言ひますけれども、これなんかやはり残存価額がゼロになるような、そのような耐用年数の短縮のあり方が必要になつてくるのではなからうかと、こ

う考へます。この点についても大いに御努力をちょうだいをお願いしたい、これは要望しておきます。

それからもう一つ、きのうも石炭跡地の利用の中で、ちよつと私的な意見を申し上げて、これは大臣も大変御共鳴いただいたんですけれども、やはり今後の動向等からして、広大な跡地あるいはこの本法によつての造船、鉄鋼等々のそのような転換の場合の跡地利用ということになつてくると、やはりレジャー産業というものが相当重きを置かれるのではなからうかと、こう思うんですが、この関係資料の中にある「第三セクター方式を導入したプロジェクトの実施による地域活性化への取組みの例」なんか見ても、これもほとんどレジャー産業、レジャー基地になつていますよね。

そこで、こういう考え方を私ちよつと持つておるんですが、今大都市から転出をする企業、これが土地を売る、あるいは建物を売りますが、この買いかえ資産の特例があるわけですね。ところが、買いかえ資産の特例の場合には、売った土地の五倍以内。五倍以上はもう買いかえ資産として認めていないわけですね。例を言いますと、東京の都心で百坪の土地を持つておつた中小企業といひますか、これが坪仮に一億円なら百億円になります。五倍以内では実際に何も対象がないわけですね。だから、こういうような特定地域等へ進出をして、いわばそういうふうなレジャー産業だとかその他のいろいろな広大な土地を必要とするようなものに進出をする場合には、特例として五倍とか十倍とかと言わないで、かなり広い地域を認めるというふうなことが私は企業誘致の面から見て必要ではないかと考へるんですね。

今のでいうと、買いかえ資産で郊外へ行きなさい、しかし実際には、土地は五倍以内、事実上何も買えない。自分で転換をする意思があり、転換をしたいという業種があつても、実は事実上転換できない、こういうふうなことがたくさんあると思うんです。これらも難しい問題だと思ひますけれども、今後これらの本法が本当にきめ細かく施行する、また効果を上げるためにも、そのような点もひとつお考へいただいて、これは特に大臣にまた御努力をいただかなくちやいかぬと思ひます、ひとつお考へをいただきたい、御努力願ひたい、こう思ひます。

それからもう一つは、これは思ひつきのようで恐縮であります、今、都市近郊では水耕栽培が非常に発展してきているんですね。今後ますます発展するであらうと、こう言われておりますが、水耕栽培に入るために、かなり建物、設備等々が必要なんですが、私はこういうふうな特定事業を今後転換する場合に、かなり水耕栽培に転換でき得るいい条件があるのではなからうかと。これは農水省の問題にもなるでしょうけれども、それらの転換も大いにひとつ奨励するとか、考へていくこともいかにであらうかと、こんなふうに思ひます。

若干細かいことになりましたが、本法の問題等についてはもう既に質問が出尽くしておりますから、私の要望といひますか、意見を申し上げます。大臣に特に、今買いかえ資産等々の問題、特例等についても今後努力をいただきたい。このことをお願いをして私の質問は終わります。何かお答えがあれば、なければいいです。

○国務大臣(田村元君) 今の買いかえの問題等につきましても、余り硬直的な考え方で臨まないで、やはり弾力的に考へた方がいんじやなからうか、私も同感でございます。私なりに可能な限りの努力をいたしてみたいと思ひます。

その他の問題につきましても、おっしゃる御趣旨はよくわかりますので、一度また改めて御意見を承つて勉強してみたいと思ひます。

○木本平八郎君 私は、またしつこいようですが、これも、基本的な問題をこの機会に繰り返したいと思ひます。

それで、まずもつて産業構造転換円滑化法案という点なんですけれども、杉山局長にお聞きしたいのは、この産業構造転換というものは、どこへ

転換するつもりなのかということをお聞きしたいわけですね。もう少し詳しく説明しますと、先ほど市川理事あるいは井上議員から提起されておりますけれども、一つの企業なり業種が転換していかうとしても、そつちの方漏れ杯じやないかという感じがするんですけれども、その辺はどういうふうにお考へですか。

○政府委員(杉山弘君) まず、この法案について産業構造転換円滑化法というふうに名称をつけました理由でございますが、日本の産業構造を、輸出が伸びやすく輸入が伸びにくい構造から、できるだけ輸出がモデルトなものに、また輸入がふえるような格好のものにしていかなければいけない。その過程におきましては、特に比較優位を失いつつありますような産業については、国内での産業調整というものを円滑にする必要がある。たまたま最近、急速な円高によりまして国内での産業調整が相当急速に起こりつつあります。またそれに伴つて雇用、地域問題等いろいろひずみが出ております。

これをほうっておきますと、むしろ国内の産業調整それ自身が阻害されるおそれがある。したがつてその問題をできるだけ解決をして差し上げるお手伝いができないかということでございます。そういうことをやっていくことが我が国産業の構造転換を円滑にする道ではないか、こういう趣旨から産業構造転換円滑化法という名前をつけさせていただいております。

どこに転換をするかということでございますが、これは構造調整を受けている企業ということよりは、産業構造全体としてということにならうかと思ひますが、一つはやはり産業の、製造業でございますと技術開発の成果を用ひました新しい産業分野、最近でございますればマイクロエレクトロニクスの分野でございますとか、新素材とかバイオテクノロジーとかというふうな分野があらうかと思ひます。また、それだけではなくて新しいサービス産業、国民のニーズが、物離れ、サービス志向ということになつておりますし、そのサー

ビス志向というものもいろいろな分野にわたっておりまして。そういった国民の要望に應ずるような新しいサービス産業を育てていくということも、やはりサービスの場合には内需中心でございまして、内需中心の産業構造という観点からは必要であらうかと思ひます。

それで、むしろ今構造調整を迫られている企業が転換しようと思つても、もうパイがいっぱいではないか、ではどこへ転換したらいいの、こういう観点からの御質問であらうかと思ひます。で、むしろ私もとしては、そういう製造業の新しい分野を開拓し、また新しいサービス産業を育てていくという面に積極的な努力をしていかなければいけない。そのためには、まず何よりも経済全体がもう少し活気を取り戻さなければいけない。そういう意味で先ほど来大臣が申し上げておられますような内需中心で四多程度の高目の成長、こういうことで全体の経済運営にもフォローしていかなければいけないものと、こういうふうに考えております。

○木本平八郎君 私の申し上げたいことを先に言っていたらたんで非常に楽なんですけれども、今おっしゃいましたような新しい産業分野を積極的に育成していくことが必要だと。それからもう一つ、経済全体を活性化していくということが必要だと今おっしゃったわけですね。

これがないと、例えばクリーニング業に転換しても結局そこで食い合ひしちゃってどっちかが倒れる。その企業、企業にとつては生きるか死ぬか、生き残つたら勝つたということで済みますけれども、国全体としては決して解決にならないということなんで、この法案が通つたとして、私はこれだけではもう解決にならない。しかし、もうこれは緊急避難措置だから、とりあえず火事に水一杯かけておくということで、やはり本格的には消防自動車が出てこないこの火事は消えないと思つていいわけなんです。

そこで、この問題を振り返つて考えてみたいんですけれども、どうしてこういう問題が出てくる

かという、結果的には円高ですね、今の状況は。この円高がどうして発生したかといえば、やはり貿易摩擦の問題、インバランスの問題だろうと思ふんですね。九百三十億ドルですか、ことしもまた出ています。これは秋の商工委員会でも申し上げましたように、九百三十億ドルというのは今のなで換算すると約十四兆円ぐらいですか、十四兆円分の生産というのをなくさなきゃいかぬわけですね。輸入をふやすか輸出を減らすか、両方あわせてやっても日本の生産高というのは十四兆円なくさなきゃいけないわけですね。これをなくすことによってメーカーの倒産も起ころうし、それから失業も起ころう、そこまで行くまではこの問題点解決しない。ほつておけばどん

どん円高が進むだけなんです。円高が進むということは、もつともつとこういう問題が深刻化していくということなので、さてそれではそういうふうなところに、これはもう必ず絶対命題みたいなものですから、いかに軟着陸するかという方法論の問題だと思ふんですね。

そこで、ちよつと意地悪くなるかもしれませんが、けれども、この法案がきよう通つたとして、一年後までにあとどういふことをやらなきゃいかぬだろう、あるいはこの法案が通つただけでそこそこ何とかはしのげるというふうにお考えなのかどうか、その辺からまずお伺ひしたいんですが。

○政府委員(杉山弘君) 日本の産業構造を内需中心のものに転換をしていくためには、この法案で用意をしている対策だけでは不十分なこと御指摘のとおりでございます。その観点から、この法案の二条では、先ほど来御議論のございました雇用機会の確保とか中小企業の新たな適応の円滑化という問題のほかに、産業の新しい分野の開拓、さらには国民経済の持続的な成長の確保ということに対して国が努力しなければいけないということもうたつてあるわけでございます。

そのための具体的な対策につきましては、法案の形はとっておりませんが、私も通産省といったしましては、従来からやっております技

術開発の対策を強化し、また情報化推進のための施策も拡充をいたしております。それから、これまでとはしますと物をつくることを中心とした産業に対する助成でございましたが、サービス産業、ニュービジネスにつきましても、債務保証その他の新しい対策も用意をさせていただいておりますが、そういった対策、さらには、それだけではなくて他省庁の所管分野にもわたりますが、労働省の分野におきましては労働時間の短縮問題でございまして、それから建設省等の分野につきましましては社会資本の充実の問題とか、そういった各方面の施策努力が一体となつて日本の産業構造の転換が円滑に進むことになるのではないかと思ひます。したがって、そういう意味におきましては、通産省はもとよりでございますが、政府一体としてこの問題に取り組んでいかなければいけない、そのために総理を中心とした政府・与党経済構造調整推進本部というものもつくつてせっかく努力をしているところだと考えております。

○木本平八郎君 まさにそのとおりだと思ふんですね。それで、きのうも大臣が御答弁になりましたように、やはりこの問題については、私は政府を挙げて取り組んでいただかないとだめなんじゃないか。それで、こういう法案、もちろんこれはもう最低限必要なんですけれども、先ほど同僚議員からも話がありましたように、これは日切れじゃないんじゃないか。しかし、それが緊急に上程されているというの、やはりそれだけの緊迫性があるからだろうと私は思つて、それは賛成なんですけれども、肝心のそちらの金をつけていく、こういうわずかな金じゃなくて。そういう対策がおくれればおくれるほどこれは相当深刻な問題になるんじゃないかと我々非常に危惧しているわけですね。

そういう点で、私はこれに続いてぜひ大臣にお願いしたいのは、きのうからの繰返しになるんですけれども、政府としてすぐ対策を講じていただきたい。それで、私は秋に、まあこれは非常に

乱暴な言い方したんですけれども、赤字国債を出してでもこの景気対策をやらなきゃいけないんじゃないかということ申し上げました。それが今どういふ事情があるか知りませんが、どのどの対策が予算とともにおくれているわけですね。これおくれれていると私は相当深刻な事態になるんじゃないかという感じがするんですが、大臣はその辺どういふふうにお考えになつていらっしゃる意見をお聞きたい。

○国務大臣(田村元君) 先般、私は母校の慶応義塾で三田祭というのがありまして、それで経済学部で呼ばれてまして講演をさせられました。終わつて出てきまして、親しいある教授が私に、あなた、まあ今立派なことを言ったが、財政再建という旗を高く掲げて、そして一方において内需の拡大を叫ぶというのは、後ろを向いて前へ走れというのと変わらぬと思うが、どういふことかと、経済学者から見れば愚かなことという感じで実は見守つておるが、どういふこと、どういふことでございます。私も答弁のしようがなく、まあそういう意見もあるわなという程度で別れてきました。大変親しい親友なものですから、おれ、おまえの間柄ですから、そういう話をしてみました。私はここで彼の意見に賛成とか反対とかというのではありません、これは政府の大きな基本的な方針にかかわる問題でございますから、ただ、非常に深く考えさせられるものがございます。

要するに、今これは与党が悪いの野党が悪いの、与党がいいの野党がいいのという問題じゃない、国民、とりわけ産業界、そのうちでもとりわけ中小企業から見れば、昭和六十二年度予算案の成立がこれのように異例なほどにおくれているということは、これは非常な悲劇だと思ふんです。私、三十二年余り代議士生活しておりますが、五十日の暫定予算というのは聞いたことがないんです。これは、政府は困つた困つたで済むかもしれないが、現場の中小企業の人には本当に苦しんでおると思ひます。もうはらはらして国会を見ておるんじゃないだろうか、このように思ふんです。で

でございますから、とにかく一日も早く予算案を成立せしめると同時に、もう国会の完全な免責を受けて、予算案審議と並行して総合経済政策を策定する作業を進めてもらう、それは大きくて中身の濃いものでなければならぬ。見てくれの総合経済政策では何にもならない。要は、結果が出なければ何の改善もできないのでございますから、よく効く薬を今与えなきゃならない。

そういうことでございますから、私は私の考えに基づいてこれからはと断言をしまして、行動をしていきたいと思っております。同時に、通産省の役人にはもう既に私から、他省庁の問題でもよい、内々で具体的に君たちの考え方をまとめてみるということを指示してござい

ます。○木本平八郎君 非常に力強い御答弁をいただきまして私も非常に感激いたしました。私はその辺の国会運営というのにはよくわからないんですけども、予算案も確かに大事なんですけれども、今年度に関する限り、景気対策というのがもう本当に焦眉の急じやないかということを私は今感じるところでございます。これがよくあると、おくれればおくれほど傷が深くなるし、あるいは致命傷になるんじゃないかという気もするわけです。したがって、先ほど申し上げました、二つありましたけれども、まず第一に経済のパイを大きくすること。この辺はもう少し勉強しなきゃいかぬわけですが、でも、先ほどの四〇程度の成長では私はだめだと思っております。やはりもう二けたに近い一〇〇程度の高度成長をやらんと。非常に悪性インフレになる危険性のきりぎりまで冒してでもやらないと、これは解決しないし、また外国もそれを求めているんじゃないかと私は思うわけです。

したがって、今例えば土地とか株が非常に高くてインフレの傾向があるというふうなことを言うエコノミストもおられますけれども、私はあれはスタグフレーションだとかそういうものとは全然関係なくて、インフレとデフレが混在して、同時にじんま疹のように発生しているということ

であって、これはもう別々に解決すべき問題で、中で関連しているとは思えないわけですね。したがって、この際の景気対策というのはもうきいことでは私は済まない。

それで、今大臣から非常に力強い御答弁をいただいたんですけれども、非常に悪い言い方をすれば、今まではどうしても役人任せというか、問題が起ってからフォローするというスタイルで来たわけですね。しかし、今回のこの問題だけはそれはそれじゃえらいことになる。したがって、政治家というんですか、国会というんですか、政府というんですか、それが本気になって先頭に立ってやっていただかなきゃいかぬと思うもので、それから、こうしてしつこいようですけれども、繰り返して何回も同じことを申し上げているわけです。

それからもう一つの問題で、先ほどどっちへ転換していくかということ申し上げたんですけれども、これもただ単なる抽象的な問題じゃなくて、パイオテクノロジーでも結構ですし、マイクロエレクトロニクスでも結構なんですけれども、そういうハイテク、しかしこれは前提には、例えば先ほど例が出ましたけれども、製鉄所なら製鉄所の余剰人員というのですか、転換したそれだけの人間を受け入れるような産業というのはちよつと考えられないと思うんです。したがって、これはよほど数多く準備しないとちよつと間に合わない。新幹線の列車のお客さんを運ぶのに、バスだったら何十台と要するというのと同じことですね、一台や二台じゃもう間に合わない。その辺を考えた場合に、やはり本場に積極的に政府として新規分野の開発ということを考えていただかなきゃいかぬんじゃないかということがあるわけ

です。それから、きのうに引き続きもう一度申し上げますけれども、例えが悪いかもしれませんが、今まではいわゆる江戸時代と同じで、育越しの金を持たずに職人がみんな働いてた。ところがだんだん充実してくると、一部の人は横町の御隠居になって、小金をマネーゲームみたいな

ことをやって生きていく階級もふえてくるわけですね。そういう点で、私は今までの製造にかかわった人たちが相変わらず製造業においてやっていくとしても、これはやはり日本の経済構造上無理なんじゃないか。したがってソフト分野というか、そういうサービス産業ということに——どういことがサービス産業なのか。それで世界におけるサービス産業ということに日本自体がなるということも非常に必要じゃないかと思うんです。

そういう点で、ぜひ通産省の方で早くビジョンを発表していただきたいんです。研究はなさっているということは知っていますけれども、早く発表していただけて、国民にも、それから政府自身も自分で縛られる。産業界全部がそのビジョンに基づいてやろうということが必要なんじゃないかと思うんですが、その辺の御予定というか、考え方を局長からお伺いしたいんですが。

○政府委員(杉山弘君) 先ほど来申し上げておりますように、一九九三年ぐらい、今からいきますと二〇〇〇年への中途段階におきますより具体的な産業構造のビジョンという声が各方面から上がっておりますので、省内で今鋭意検討いたしております。六月ぐらいには、完全な形でございませぬけれども、大筋の姿というものを示していかないと、せっかく省内での検討を急いでおるところでございます。できるだけ各方面の御意見も伺い、また主要な産業についてはその産業についての具体的なビジョンも踏まえまして、オールオーバーな産業構造のビジョンという格好でお示しをできたいんじゃないかということとで今検討いたしております。

○木本平八郎君 最後に、また繰り返してお願ひなんですけれども、私は非常に時期的には緊迫しているというところで、これは私が申し上げるまでもないと思うんですけれども、その辺はぜひ国会にも逆に説明していただけて、皆さんのやはりコンセンサスを得て、至急手を打っていただきたいということをお願い申し上げます。私の

質問を終わります。

○委員長(前田勲男君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表し、産業構造転換円滑化臨時措置法案に対し、反対の討論を行います。

本案に反対する理由の第一は、中曽根首相がその実行をアメリカに公約した前川リポートに基づき、国際的に調和のとれた産業構造への転換を図ることを目的として、大企業の海外直接投資、海外進出によって我が国産業の空洞化を一層促進するものであるからであります。

第二は、過剰設備をつくり出した政府、大企業の責任を棚上げして、国の承認のもとで過剰設備の処理を押し付け、大量の人減らし、中小企業の切り捨てを強行するものであるからであります。例えば鉄鋼高炉五社の場合、既にこの十年間に国内の従業員を三万八千人減らす一方で、海外での従業員を三万五千人ふやしておりますが、本法案はこうした合理化を促進するために国のお墨つきを与えるものと言わざるを得ません。

第三は、地域経済と住民に重大な打撃と新たな負担を与えるものであるからであります。本法案には、これまで地方自治体から税制、金融上の助成措置を受けてきた大企業が、過剰設備を処理するに際して、地域経済への配慮が定められていないばかりか、今回の特定地域対策において、地方自治体に雇用対策、工場用地、工業用水道等の整備を押しつけるなど、自治体や住民が期待している内容とはおよそほど遠いものであります。

第四は、過剰設備処理から新分野進出に至るまで、税制、金融上の新たな助成策を拡大しているばかりか、事業提携を認め、独禁法を骨抜きにする

るおそれがあるからであります。本法案の対象となる鉄鋼などの産業の寡占化、同調値上げ等を容易にできることを可能にするものであり、容認できるものではありません。

以上で反対討論を終わります。

○委員長(前田勲男君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

産業構造転換円滑化臨時措置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、福岡君から発言を求められておりますので、これを許します。福岡君。

○福岡知事 私は、ただいま可決されました産業構造転換円滑化臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

産業構造転換円滑化臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、産業構造転換の円滑化を図るため、将来の指針となる産業構造の中長期的ビジョンを早急に策定すること。

二、特定設備及び特定地域の指定またはその解除に際しては、関係者等の意見を十分に考慮しつつ、その実情を踏まえ、適時適切に行うこと。

三、雇用の安定を図るため、承認事業適応計画あるいは承認事業提携計画の推進に当たり、

関係労働組合の意見を十分に聴取するとともに、関連中小企業等の労働者の雇用の安定にも最大限の考慮を払うよう指導すること。

四、産業構造転換に伴う失業の予防及び離職者対策に万全を期するとともに、雇用機会の創出に努めること。

五、承認事業適応計画及び承認事業提携計画の実施により関連中小企業者が直面する新たな経済的環境に適応するため、所要の措置を講ずること。

六、特定地域の活性化を図るため、特定出資法人事業、工場等の新增設及び新分野開拓事業等に対する財政上の支援措置について万全を期すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前田勲男君) ただいま福岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 多数と認めます。よって、福岡君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田村通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田村通商産業大臣。

○國務大臣(田村元君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、産業構造転換円滑化対策の実施に遺憾なきを期してまいる所存でございます。

○委員長(前田勲男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十分散会